

近代外国人関係法令年表（8）

村上義和
橋本誠一

年次	法令	関連事項
一九三二 大正二一	<p>1・14 台湾総督府高等商業学校規則改正（台湾総督府令三）。</p> <p>1・14 台湾総督府医学専門学校医学専門部規則改正（台湾総督府令四）。</p> <p>1・23 樺太町村制（勅令八）。</p> <p>「第三条 町村ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ町村住民トス 町村住民ハ本令ニ従ヒ町村ノ財産及營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ町村ノ負担ヲ分任スル義務ヲ負フ 第五十条（略）土人ノ營業又ハ行為及土人所有ノ土地家屋物件ニ対シテハ土人ニ町村税ヲ賦課スルコトヲ得ス」</p>	<p>1・23 在外研究員規程（勅令六）。</p>

1・23 弁理士法を朝鮮及び台湾に施行（勅令九）。

2・6 朝鮮教育令（勅令一九）。

「第一条 朝鮮ニ於ケル教育ハ本令ニ依ル

第二条 国語ヲ常用スル者ノ普通教育ハ小学校令、中学校令及高等女学校令ニ依ル（略）

第三条 国語ヲ常用セサル者ニ普通教育ヲ為ス学校ハ普通学校、高等普通学校及女子高等普通学校

トス

第四条 普通学校ハ兒童ノ身体ノ発達ニ留意シテ之ニ德育ヲ施シ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ

授ケ国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ習得セシムルコトヲ目的トス

第五条 普通学校ノ修業年限ハ六年トス但シ土地ノ情況ニ依リ五年又ハ四年ト為スコトヲ得（略）

第六条 高等普通学校ハ男生徒ノ身体ノ発達ニ留意シテ之ニ德育ヲ施シ生活ニ有用ナル普通ノ知識

技能ヲ授ケ国民タルノ性格ヲ養成シ国語ニ熟達セシムルコトヲ目的トス

第七条 高等普通学校ノ修業年限ハ五年トス

高等普通学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ修業年限六年ノ普通学校ヲ卒業シタル者又ハ朝鮮總

督ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス（略）

第八条 女子高等普通学校ハ女生徒ノ身体ノ発達及婦徳ノ涵養ニ留意シテ之ニ德育ヲ施シ生活ニ有

用ナル普通ノ知識技能ヲ授ケ国民タルノ性格ヲ養成シ国語ニ熟達セシムルコトヲ目的トス

第九条 女子高等普通学校ノ修業年限ハ五年又ハ四年トス（略）

女子高等普通学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ修業年限六年ノ普通学校ヲ卒業シタル者又ハ朝

鮮總督ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス（略）

第十条 入学資格ニ関シテハ修業年限六年ノ普通学校ノ卒業者ハ尋常小学校卒業者、普通学校高等

科ノ第一学年修了者及卒業者ハ各高等小学校第一学年修了者及修業年限二年ノ高等小学校ノ

卒業者、高等普通学校卒業者ハ中学校卒業者、女子高等普通学校卒業者ハ相当修業年限ノ高

2・6 ワシントン會議で海軍軍備制限条約に

調印。

2・6 ドイツは、一九二二年七月一日付在外公

館手数料に関する法律に基づき、本年

一月一日以後同国へ入国する日本人の

旅券査証に対し、四八錢の手料を徴収

する旨駐独大使より通知（外務省告示

七）。

等女学校ノ卒業者ト看做ス

第二十五条 特別ノ事情アル場合ニ於テハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ國語ヲ常用スル者ハ普通学校
高等普通学校又ハ女子高等普通学校ニ、國語ヲ常用セサル者ハ小学校中学校又ハ高等女学校
ニ入学スルコトヲ得

2・6 台湾教育令(勅令二〇)。

〔第一条 台湾ニ於ケル教育ハ本令ニ依ル

〕第二条 國語ヲ常用スル者ノ初等普通教育ハ小学校令ニ依ル

第三条 國語ヲ常用セサル者ニ初等普通教育ヲ為ス学校ハ公学校トス

第四条 公学校ハ兒童ノ身体ノ發達ニ留意シテ之ニ德育ヲ施シ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授ケ

國民タルノ性格ヲ涵養シ國語ヲ習得セシムルコトヲ目的トス

第五条 公学校ノ修業年限ハ六年トス但シ土地ノ情況ニ依リ之ヲ短縮スルコトヲ得(略)

第七条 入学資格ニ関シテハ修業年限六年ノ公学校ノ卒業者ハ尋常小学校卒業者、公学校高等科ノ

第一学年修了者及卒業者ハ各高等小学校第一学年修了者及修業年限二年ノ高等小学校ノ卒業
者ト看做ス第八条 高等普通教育ハ中学校令、高等女学校令及高等学校令ニ依ル

第九条 実業教育ハ実業学校令ニ依ル

第十条 専門教育ハ専門学校令ニ、大学教育及其ノ予備教育ハ大学令ニ依ル

第十二条 師範教育ヲ為ス学校ハ師範学校トス

2・10 〔朝鮮〕小学校規程(朝鮮總督府令六、朝鮮公立小学校規則を廃止)。

2・11 〔ヤップ島及他ノ赤道以北ノ太平洋委任統治諸島ニ関スル日米條約〕に調印、關係公文も交換。へ

〔日本外交文書〕大正二年二冊)

近代外国人關係法令年表(8)

2・15 「朝鮮」普通学校規程（朝鮮總督府令八、普通学校規則を廢止）。

2・15 「朝鮮」実業学校規程（朝鮮總督府令九、実業学校規則、朝鮮公立実業専修学校及朝鮮公立簡易実業専修学校規則を廢止）。

「第二条 実業学校ノ種類ハ工業学校、農業学校、商業学校、商船学校、水産学校、職業学校其ノ他実業教育ヲ為ス学校及実業補習学校トス

第十四条 職業学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年齢十年以上ニシテ尋常小学校若ハ普通学校ノ第四学年修了程度以上ノ学力ヲ有スル者タルヘシ」

2・16 「朝鮮」高等女学校規程（朝鮮總督府令一〇、朝鮮公立高等女学校規則を廢止）。

2・16 「朝鮮」幼稚園規程（朝鮮總督府令一一）。

2・17 「朝鮮」中学校規程（朝鮮總督府令一三）。

「第四十七条 中学校第一学年ニ入学スルコトヲ得ル者ハ当該学校予科ヲ修了シタル者、尋常小学校ヲ卒業シタル者又ハ左ノ各号ノ一二該当スル者タルヘシ（略）

第四十八条 予科第一学年ニ入学スルコトヲ得ル者ハ尋常小学校若ハ普通学校ノ第四学年ノ課程ヲ修了シタル者、修業年限四年ノ普通学校ヲ卒業シタル者又ハ年齢十年以上ニシテ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者タルヘシ」

2・17 「朝鮮」女子高等普通学校規程（朝鮮總督府令一四）。

2・20 「朝鮮」高等普通学校規程（朝鮮總督府令一六）。

2・20 朝鮮教育令第二十五条ニ依リ国語ヲ常用スル者又ハ国語ヲ常用セサル者ノ入学ニ関スル件（朝鮮總督府令一五）。

〔第一条 国語ヲ常用スル者ニシテ普通学校、高等普通学校又ハ女子高等普通学校ニ、国語ヲ常用セサル者ニシテ小学校、中学校又ハ高等女学校ニ入学ヲ志願スル者アルトキハ家庭ノ事情、修学ノ便宜又ハ将来ノ生活上ノ必要等特別ノ事情アル場合ニ限り学校長其ノ入学ヲ許可スルコトヲ得

第二条 前条ノ規定ニ依リ学校長ニ於テ入学ヲ許可セムトスルトキハ学校組合ノ負担ヲ以テ設立スル小学校、中学校又ハ高等女学校ニ在リテハ学校組合管理者、学校費ノ負担ヲ以テ設立スル普通学校、高等普通学校又ハ女子高等普通学校ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司ノ承諾ヲ受クヘシ）

2・21 支那人労働従事者取締ノ件（内務省警保局外発甲三三、各府府県長官宛警保局長通牒。ヘ「外事警察関係例規集」）

〔条約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外国人ノ居住營業及労働従事ニ関シテハ明治三十二年七月二十八日勅令第三五二号ニ依リ制限セラレ同日付訓第七二八号ヲ以テ支那人労働者取締ニ関シ訓令ノ次第モ有之（略）近時支那人ニシテ本邦ニ渡來各地ニ於テ許可ヲ得スシテ労働ニ従事シ居ルモノ有之哉ニ及聞候此ノ種支那人ノ多クハ生活ノ程度頗ル低ク一旦斯ノ如キ支那労働者ヲ默認スルトキハ本邦労働者ト競争軋轢ヲ生シ其ノ影響スル処鈔カラサルニ付前顯訓令ノ趣旨ニ依リ一層嚴重ナル取締相成候様致度〕

2・21 府県税戸数割規則施行細則（内務省令二）。

〔第八条 左ノ各号ノ一二該当スルモノハ戸数割納稅義務者ノ資力算定ノ標準タル所得額ニ算入セス
五 日本ノ国籍ヲ有セサル者ノ外国ニ於ケル資産、營業又ハ職業ヨリ生スル所得〕

2・21 洋服地行商露国人取締ニ関スル件（内務省警保局外発申三六・關係庁府県長官宛警保局長通牒）。へ

〔外事警察関係例規集〕

〔提示金不足にもかかわらず証明書のみ所持して多数の洋服地行商ロシア人が入国している事態について〕該証明書ヲ以テ提示金ヲ寛恕スルノ事例ヲ認ムル時ハ此種行商人ノミナラス一般露国人ニ対シ類似ノ証明書ヲ以テ提示金ニ代ヘントスル患傾向ヲ生セシムルヤモ難計延イテハ入国取締令ノ趣旨ニモ背馳スルノ結果ヲ惹起スルノ虞モ有之候ニ付（略）自今此証明書ヲ所持スルモ所定ノ所持金ナキ者ハ断然入国阻止相成度

2・23 〔朝鮮〕師範学校規程（朝鮮總督府令一七）。

3・2 内務省は、破損したガラス陶器具類の鏝止修繕を業とする中国鏝止職人に付き、明治三二年七月内務省令第四一七号第二条に所謂「雑役」の一種と認め、「同令ノ趣旨ニ基キ許可セサル方針」であるとす（支那鏝止職人ニ関スル件）警保局外発申四二・關係庁府県長官宛警保局長通牒。へ〔外事警察関係例規集〕

3・7 〔朝鮮〕公立私立専門学校規程（朝鮮總督府令二一）。

3・28 訴願法を台湾に施行（勅令五一）。

〔第二条 訴願書ハ國語ヲ以テ之ヲ認ムヘシ〕

3・28 国税徴収法の一部を樺太に施行（勅令五三）。

3・28 〔朝鮮〕私立学校規則改正（朝鮮總督府令一七）。

2・27 香港政庁は、香港を通過する本邦人で停船中見物等の目的で上陸する者に対しては、船舶を變更しない限り、英國官憲の旅券査証を要しないことに規則を改正した旨、在香港總領事代理より電報（外務省告示一〇）。

3・28「朝鮮」私立学校教員ノ資格及員数ニ関スル規程（朝鮮總督府令二八）。

「第二条 小学校ノ教員ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者タルコトヲ要ス

一 小学校ノ正教員ノ免許状ヲ有スル者

二 小学校令施行規則第七條第一項第一号乃至第五号ノ一ニ該当スル者

三 小学校及普通学校教員試験規則ニ依ル第一種試験ニ合格シタル者

四 教員養成ヲ目的トスル朝鮮ノ官立学校ヲ卒業シタル者（略）

第三条 普通学校ノ教員ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者タルコトヲ要ス

一 前條ノ規定ニ依リ小学校教員ノ資格ヲ有スル者

二 小学校及普通学校教員試験規則ニ依ル第二種試験ニ合格シタル者

三 高等普通学校又ハ女子高等普通学校ノ師範科ヲ卒業シタル者」

3・31南洋庁官制（勅令一〇七）。

「第一条 南洋群島ニ南洋庁ヲ置ク

第四条 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ庁令ヲ發シ之ニ二年以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、二

月以下ノ罰金又ハ過料ノ罰則ヲ付スルコトヲ得

第六条 長官ハ其ノ管轄区域ノ安寧秩序ヲ保持スル為必要アリト認ムルトキハ鎮守府司令長官又ハ

付近ノ海軍主席指揮官ニ兵力ノ使用ヲ請求スルコトヲ得」

3・31南洋庁小学校官制（勅令一一三）。

「第一条 南洋庁小学校ハ國語ヲ常用スル児童ニ普通教育ヲ授クル所トス」

3・31南洋庁公学校官制（勅令一一四）。

近代外國人關係法令年表（8）

「第一条 南洋庁公学校ハ国語ヲ常用セサル兒童ニ普通教育ヲ授クル所トス」

3・31 巡査看守退隠料及遺族扶助料法施行令改正（勅令一二九）。

3・31 南洋群島裁判令（勅令一三三）。

「第一条 南洋庁法院ハ南洋庁長官ニ直屬シ南洋群島ニ於ケル民事刑事ノ裁判ヲ掌ル

第二条 南洋庁法院ヲ分チテ地方法院及高等法院トス

第三条 地方法院ハ民事刑事ニ付第一審ノ裁判ヲ為ス

第四条 高等法院ハ終審トシテ地方法院ノ裁判ニ対スル上訴ニ付覆審ヲ為ス」

3・31 朝鮮総督府諸学校官制（勅令一五二）。

3・31 朝鮮公立学校官制（勅令一五二）。

3・31 台湾公立学校官制（勅令一五八）。

3・31 旅順工科大学官制（勅令一六〇、旅順工科学堂官制を廃止）。

3・31 関東州裁判事務取扱令改正（勅令一七八）。

「第二条 支那人ノ外ニ関係者ナキ親族相続ニ関スル事項ニ付テハ当分ノ内慣習ニ依ル

第三条 「土地ニ関スル權利ニ付テハ当分ノ内従前ノ慣例ニ依ル」 削除

第五条 「刑法第一編第四章ハ当分ノ内支那人ニ之ヲ適用セス」 削除

付則

(略) 土地ニ関スル従前ノ權利ニ付テハ左ノ例ニ依ル

一 業主權ハ之ヲ所有權ト看做ス

二 典權ハ之ヲ不動産質權ト看做ス

三 租權ハ其ノ性質ニ從ヒ之ヲ賃借權、永小作權又ハ地上權ト看做ス

4・1 [朝鮮] 在内地給費生規程 (朝鮮總督府令四四)。

4・1 [朝鮮] 京城法学專門學校規程 (朝鮮總督府令四九)。

4・1 [朝鮮] 京城医学專門學校規程 (朝鮮總督府令五〇)。

4・1 [朝鮮] 京城高等工業學校規程 (朝鮮總督府令五一)。

4・1 [朝鮮] 京城高等農林學校規程 (朝鮮總督府令五二)。

4・1 [朝鮮] 京城高等商業學校規程 (朝鮮總督府令五三)。

4・1 [朝鮮] 消防手採用規則 (朝鮮總督府令六八)。

4・1 台湾公立小学校規程 (台湾總督府令六四)。

[第一條] 小学校ハ市街庄立トス但シ市街庄組合立又ハ街庄組合立ト為スコトヲ得 (略)

第四條 國語ヲ常用セサル者ニシテ小学校ニ入学セムトスル者アルトキハ學校長ハ州知事又ハ庁長ノ許可ヲ受ケ之ヲ入学セシムルコトヲ得

4・1 香港政庁は、本年三月三日付改正旅券

規則を取消し、三月二四日付をもって有効旅券を有する者が單に香港通過の序でに同地上陸する場合には、船舶を變更すると否とに關わらず、旅券に英國官憲の査証を要しない旨改正公布の趣、香港駐在總領事代理より報告 (外務省告示一三)。

4・1台湾公立公学校規則（台湾總督府令六五）。

「第一条 公学校ハ市街庄立トス但シ市街庄組合立又ハ街庄組合立ト為スコトヲ得（略）」

第三条 国語ヲ常用スル者ニシテ公学校ニ入学セムトスル者アルトキハ学校長ハ州知事又ハ厅长ノ許可ヲ受ケ之ヲ入学セシムルコトヲ得」

4・1台湾公立中学校規則（台湾總督府令六六）。

4・1台湾公立農業学校規則（台湾總督府令七六）。

4・1台湾公立工業学校規則（台湾總督府令七七）。

4・1台湾公立商業学校規則（台湾總督府令七八）。

4・1台湾公立実業補習学校規則（台湾總督府令七九）。

4・1台湾公立高等女学校演習科及講習科規則（台湾總督府令八〇）。

4・1台湾總督府高等学校規則（台湾總督府令八四）。

4・1台湾總督府高等商業学校規則改正（台湾總督府令八五）。

「第一条 [台湾總督府高等商業学校ハ本島ノ内外ニ於テ商業ニ従事セムトスル内地人ノ男子ニ須要ナル高等ノ教育ヲ施スヲ以テ目的トス] 中 [内地人ノ] ヲ削ル」

4・1 台湾総督府高等農林学校規則（台湾総督府令八六）。

4・1 台湾総督府医学専門学校医学専門部規則改正（台湾総督府令八七）。

4・1 台湾総督府師範学校規則（台湾総督府令八八）。

4・1 台湾総督府師範学校付属小学校及付属公学校規則（台湾総督府令八九）。

4・1 南洋庁小学校規則（南洋庁令三一、南洋群島尋常小学校規則廢止）。

〔第一条〕 小学校ハ児童身体ノ發達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

〔付則〕 本令施行ノ際現ニ南洋群島尋常小学校ニ在学スル児童ハ本令ニ依ル尋常小学校ノ相当学年ニ編入ス

4・1 南洋庁公学校規則（南洋庁令三一、南洋群島島民学校規則廢止）。

〔第一条〕 公学校ニ於テハ児童身体ノ發達ニ留意シテ德育ヲ施シ生活ノ向上改善ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

〔付則〕 本令施行ノ際現ニ南洋群島島民学校又ハ其ノ分校ニ在学スル児童ハ本令ニ依ル公学校ノ相当学年ニ編入ス

4・1 樺太狩獵取締規則改正（樺太庁令二二）。

〔第四条ノ二〕 樺太在住ノ土人ニシテ免状ヲ受クル場合ニ於テハ前条ノ手数料ハ之ヲ免除ス

4・5 外国人入国令ニ関スル件（内務省外警二五・関係庁府県長官宛警保局長通牒）。〔外事警察関係條例規集〕

〔大正七年一月内務省令第一号「外国人入国ニ関スル件」第一条第二項後段「（いう）略」本邦ノ意味ハ内地並朝鮮台湾樺太等ヲモ包含スルモノニシテ一旦本邦内地以外ノ地ニ上陸シ更ニ内地へ渡来スル者ニ対シテハ（略）内地に陸上何等差支無之」

4・11 樺太公立小学校規則（樺太庁令三三）。

4・15 樺太所得稅令改正（勅令二〇二）。

〔第一条 樺太ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル者ハ本令ニ依リ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス〕

4・23 「樺太」土人戸口届出規則改正（樺太庁令四〇）。

4・24 本邦ニ入国スル瑞西人ノ旅券査証ニ関スル件（内務省秘三四四・関係庁府県長官宛警保局長通牒）。〔外事警察関係條例規集〕

〔瑞西連邦政府ニ於テハ本年六月一日以降本邦人ニシテ求職以外ノ目的ヲ以テ同国ニ入国セムトスル者ハ有効ナル旅券ヲ所持スル以上其ノ旅券ニ在外同国官憲ノ査証ヲ受クルヲ必要トセサル旨決定セルニ付テハ帝國政府ニ於テモ相互主義ニ依リ本邦ニ入国セムトスル瑞西人ニ対シ同様ノ取扱ヲ受ケタキ希望ノ申出アリタル旨令般外務省ヨリ照会ノ次第有之候条本年六月一日以降求職以外ノ目的ヲ以テ本邦へ入国セムトスル瑞西人ニ対シテハ客年六月八日付秘第九七〇号依命通牒ノ趣旨ニ拠リ御取扱相成度〕

4・15 スイス連邦政府は、本年六月一日以後求職以外の目的で同国に入国する日本人で有効旅券を所持する者は、その旅券に在外同国官憲の査証を要しないと決定した旨、スイス駐在公使より報告（外務省告示一四）。

4・22 米國労働省は、今後、写真結婚婦人の上陸に際し、移民法に規定する読書試験を実施することを決定。〔日本外交文書〕大正二十一年一冊〕

4・25 破産法（法律七）。

「第二条 外国人又ハ外国法人ハ破産ニ関シ日本人又ハ日本法人ト同一ノ地位ヲ有ス但シ其ノ本国法

ニ依リ日本人又ハ日本法人カ同一ノ地位ヲ有スルトキニ限ル」

4・27 感化法の一部を台湾に施行（勅令二二三三）。

4・27 台湾総督府感化院官制（勅令二三四）。

4・29 労働支那人ニ関スル件（内務省警保局外発乙九一・山口県知事宛警保局長通牒）。〔外事警察関係

例規集〕

「山口県知事案伺（大正十一年四月十二日高第三四五号内務大臣宛）

（略）〔関釜連絡船經由で入国する中国人労働者が漸次増加しつつあるが、彼らは〕貧困者ト雖モ雇
主引卒セルヲ以テ大正七年一月内務省令第一号第一条ニ所謂救助ヲ要スル虞モナク又差当リ公安ヲ
害スル虞アリトモ断定シ難ク止ムナク入国ヲ許可セシカ尚右ノ外判然ト労働者タルコトヲ標榜セス
或ハ呉服行商ト称スルモ僅少ナル絹紬一二反ヲ所持セルニ過キサル者アリ甚タシキハ単ニ商人ト自
称スルノミニシテ何等商品ヲ携帯セス服装其他ヨリ入国後労働者ト化スル虞アル者アリ此等ハ直チ
ニ以テ公安ヲ害スル虞アリトナシ入国ヲ禁止シテ差支無之哉本件取締ニ関シ聊カ疑義ノ点有之何分
ノ義御内示相煩度

警保局長通牒（大正十一年四月二十九日警保局外発乙第九一号山口県知事宛）

（略）内地ニ於テ労働及居住ヲ許容セラレサルヘキ労働ノ目的ニテ本邦へ渡来スルモノニアリテハ雇
主ノ引卒セルト領事ノ承認或ハ警察官署ノ意見ヲ徴シ居ルノ如何ヲ問ハス入国ヲ許可セサル方妥当
ト存セラレ又其ノ目的不明ナル場合ハ所持金其ノ他ノ四圍ノ状況ヲ考覈シ渡来後労働者ニ転業スル
ノ虞アルモノ又ハ貧困ニ陥リ救助ヲ要スルニ至ル虞アルモノニ対シテハ入国ヲ禁止相成候様致度」

4・30 台湾總督府感化院規則（台湾總督府令一〇四）。

5・1 台湾公立盲啞學校規則（台湾總督府令一〇七）。

5・2 「朝鮮」看護婦規則改正（朝鮮總督府令七六）。

「第一条 看護婦タラムトスル者ハ十八年以上ノ女子ニシテ左ノ資格ヲ有シ道知事ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス

一 本令ニ定ムル看護婦試験ニ合格シタル者

二 朝鮮總督府醫院又ハ道慈惠醫院、看護婦、助産婦養成所ノ看護婦科ヲ卒業シタル者

三 朝鮮總督ノ指定シタル看護婦學校又ハ看護婦養成所ヲ卒業シタル者

四 道府県ノ看護婦試験ニ合格シタル者

五 官立、府県立又ハ日本赤十字社ノ看護婦養成所ヲ卒業シタル者」

5・2 「朝鮮」看護婦助産婦養成規程（朝鮮總督府令七七）。

5・4 「台湾」官立、公立學校外國人入學ニ関スル規則（台湾總督府令一〇八）。

「第一条 官立、公立學校ニ於ケル外國人ノ入學ニ関シテハ本令ニ依ル

第二条 外國人ニシテ官立、公立學校ニ入學セムトスルトキハ學校長ニ出願スヘシ（略）

第三条 外國人ニシテ官立、公立學校ニ入學ヲ志願スル者アルトキハ學校長ニ於テ官立學校ニ在リテハ台湾總督、公立學校ニ在リテハ州知事又ハ庁長ノ認可ヲ受クヘシ

第四条 前条ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ本人ノ居住地ヲ管轄スル日本帝國官憲又ハ本國官憲ノ紹介狀、履歷書、國語習熟ノ程度其ノ他学力ヲ証スルニ足ルヘキ書類ヲ添付シ意見ヲ具申スヘシ

5・5 刑事訴訟法（法律七五）。

5・11 朝鮮無尺業令施行規則（朝鮮總督府令八五）。

5・11 内田外務大臣、亡命中國人梁士詒（前内閣總理）ら一行の日本入国に付き、その取扱方を山口・兵庫両県知事に指示（同日、内務大臣經由で警視庁等へ移牒。『日本外交文書』大正二年二冊）

5・16 宮内官官等俸給令改正（皇室令四）。

5・16 朝鮮地方待遇職員令改正（勅令二六〇）。

5・21 關東州私立學校規則（關東庁令四〇）。

「第一条 私立學校ニ關シテハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ニ依ル第十四条 本令ハ支那人ノ設立ニ係ル書房ニハ之ヲ適用セス」

5・21 關東州書房規則（關東庁令四二）。

「第一条 書房ヲ開設シタルトキハ開設者ヨリ左ノ各号ノ事項ヲ具シ民政署長ニ届出ツヘシ書房ノ經營ヲ承繼シタルトキモ亦同シ」

6・2 山東懸案解決ニ關スル條約（條約三）。

6・20 航空ニ關スル條約（條約四）。

近代外國人關係法令年表（8）

6・27「台湾」私立学校規則（台湾總督府令一三八）。

7・4 米國政府が本年七月一五日以降その發給に係る旅券に目的地を記入しないとしたことにつき、日本政府は当該査証及び旅券所持者の日本入国について異議なき旨米國政府に回答（米國旅券面二目的地ヲ記入セザル件）内務省警保局外発乙二三六・關係庁府県長官宛警保局長通牒。〔外事警察關係例規集〕

7・8 外國旅券規則改正（外務省令九）。
〔第三条ヲ左ノ如ク改ム〕
朝鮮、台灣、樺太及南洋群島ニ於ケル旅券ノ下付ハ各朝鮮總督、台灣總督、樺太庁長官及南洋庁長官ノ定ムル所ニ依ル

7・13 ヤップ島及他ノ赤道以北ノ太平洋委任統治諸島ニ關スル日米條約（條約五）。

「 第一条
本條約ノ規定ヲ留保シテ合衆國ハ日本國カ前記委任ニ依リ太平洋中赤道以北ニ位スル一切ノ旧獨逸領諸島ノ施政ヲ行フコトニ同意ス

第二条
合衆國ハ國際連盟ノ連盟國ニ非サルモ同國及其ノ國民ハ前記委任統治事項第三条、第四条及第五条ニ規定スル日本國ノ約束ノ一切ノ利益ヲ享クヘシ
締約國ハ尚左ノ如ク約定ス

(一) (略) 一切ノ宗教ノ米國人宣教師ハ右諸島ニ入り且右諸島内ニ旅行シ及居住シ竝右諸島内ニ於テ財產ヲ取得シ及占有シ、宗教的建物ヲ建設シ及學校ヲ開設スルノ自由ヲ有スヘシ (略)

7・5 スペイン政府は一九一七年三月一三日外國人入國條例を廢止し、本年五月四日付をもつて新たに外國人入國居住令を發布した趣を同國駐在公使より報告（外務省告示一九）。

「 一 西班牙國及其領土内ニ入國セムトスル者ハ本國官憲ノ發給ニ係リ且本人ノ写真ヲ貼付セル旅券ヲ携帯スルヲ要ス

一 右旅券ニハ在外西班牙國官憲ノ査証アルヲ要ス但シ同國國民ノ入國ニ關シ旅券ノ査証ヲ必要トセザル國ノ國民ニ對シテハ之ヲ必要トセス (略)

一 西班牙國ノ版図内ニ居住セムトスル者ハ旅券ノ外國官憲ノ認許ヲ得ルヲ要ス

一 右ノ者目的地ニ到着シタルトキハ四十八時間以内ニ地方官憲ニ査証竝登錄ヲ受クヘシ移転ノ場合亦同シ
一 西班牙國ノ版図内ニ居住スル外國人

(二) 委任統治諸島ニ於ケル米国人ノ既得財産權ハ尊重セラルヘク且如何ナル手段ニ依ルモ侵害セラレサルヘシ

7・13 「朝鮮」 戸口調査規程 (朝鮮總督府訓令三三)。

「第一条 警察署長ハ戸口調査受持区域ヲ定メ外勤巡查ヲシテ其ノ区域内住民 (六十日以上滞在スル者及船舶内居住者ヲ含ム以下同シ) ノ戸口調査ヲ行ハシムヘシ但シ王族、外国領事館員及領事館内ニ居住スル者ニ対シテハ調査ヲ要セス」

7・18 南洋群島人頭税規則 (南洋庁令一五、一九一五年南洋群島民政令第五号南洋群島人頭税規則を廃止)。

「第一条 島民ニ非サル十六歳以上ノ男子ニシテ南洋群島ニ居住スル者ニハ本令ニ依リ人頭税ヲ課ス」
を廃止。

7・18 南洋群島島民人頭税規則 (南洋庁令一六、一九一五年南洋群島民政令第四号南洋群島島民人頭税規則

「第一条 島民ニシテ南洋群島内ニ居住スル十六歳以上ノ男子ニハ本令ニ依リ人頭税ヲ課ス」

7・27 「關東州」 警察犯処罰規則 (關東庁令五六)。

7・31 南洋庁及所屬官署賄料支給規程 (南洋庁訓令二)。

「第一条 宿直又ハ徹夜勤務ヲ為シタル者ニハ左ノ区分ニ依リ賄料ヲ支給ス

高 等 官

宿直勤務 一夜ニ付六十錢

徹夜勤務 一夜ニ付八十錢

宿直勤務 一夜ニ付四十五錢

徹夜勤務 一夜ニ付六十五錢

判任官及同待遇

ハ職業、住所竝自國領事官ノ登録済證明ヲ具シ毎年一回同國當該官庁ニ願出登録ノ更新ヲ受クヘシ」

7・18 外務省在外研究員規程 (外務省令一〇)。

傭		唄託員及雇員	
人		島民	
島民	本邦人	島民	本邦人
		宿直勤務 一夜二付四十銭	宿直勤務 一夜二付六十銭
		徹夜勤務 一夜二付二十銭	徹夜勤務 一夜二付三十五銭
		宿直勤務 一夜二付二十五銭	宿直勤務 一夜二付四十銭
		徹夜勤務 一夜二付十五銭	徹夜勤務 一夜二付二十五銭
		宿直勤務 一夜二付二十五銭	
		徹夜勤務 一夜二付二十五銭	

7・31 「南洋群島」唄託員、雇員及傭人給与規程（南洋庁訓令三三）。

「第八条 内地人タル雇員及傭人ニハ其ノ給料ノ十分ノ十二相当スル額ノ在勤加給ヲ支給ス」

8・1 南洋群島ニ於テ徴収スル租税其ノ他ノ公課ノ徴収ニ関スル件（勅令三五六）。

8・5 台湾総督府通信官吏練習所依託生規則（台湾総督府令一四六）。

8・11 「朝鮮」公立幼稚園保姆ノ資格、俸給等ニ関スル件（朝鮮総督府令二二〇）。

8・25 朝鮮総督府及所屬官署勤勉手当支給規則（朝鮮総督府訓令四〇）。

8・30 「南洋群島」判任官以上ノ待遇ヲ受クル者、唄託員、雇員及傭人ニ支給スル南洋群島関東州南滿州

旅費規則（南洋庁訓令三〇）。

8・29 日本政府、「尼港事件解決ニ関スル件」を閣議決定。へ「日本外交文書」大正一一年一冊

8・30 南洋庁減額旅費規則（南洋庁訓令三二）。

〔第十四条 島民タル雇員傭人ニハ家族移転料退職者旅費及死亡手当ヲ支給セス〕

9・1 南洋群島租税其ノ他ノ公課徴収規則（南洋庁令二五）。

9・4 〔南洋群島〕外国旅券規則（南洋庁令二七）。

〔第一条 南洋群島ヨリ外国へ旅行スル帝國臣民ニ下付スル旅券ハ外務大臣発行ノモノヲ南洋庁ニ於テ交付ス

第十三条 島民ノ外国旅券ノ下付ニ関シテハ別ニ之ヲ定ム〕

9・5 〔南洋群島〕巡警配置及勤務規程（南洋庁訓令三九）。

〔第二条 巡警ハ支庁長及警察官吏ノ命ヲ承ケ島民ニ対スル警察、衛生及監獄ノ事務ヲ補助ス〕

9・5 〔南洋群島〕巡警採用規程（南洋庁訓令四〇）。

〔第一条 巡警ハ左ノ各号ニ該当セザル島民ノ中ヨリ身体検査、學術試験及身許調査ヲ經テ之ヲ採用ス但シ公学校又ハ之ト同等以上ノ学校ノ卒業者若ハ巡警、助教員タリシ者ニ在リテハ學術試験ヲ省略スルコトアルヘシ

9・9 朝鮮地方待遇職員ノ加俸及定員ニ関スル件（朝鮮總督府令一三三）。

9・18 民事ニ関スル法律ヲ台湾ニ施行スルノ件（勅令四〇六、これにより、民法、民法施行法、商法、商法施行法、民事訴訟法、家賃分散法等を台湾に施行）。

9・8 英國占領中の旧ドイツ領土等に渡航する者に対しても英國旅券監督官の査証を要しないこととなつた旨、英國駐在大使より申越（外務省告示四〇）。

9・18 台湾ニ施行スル法律ノ特例ニ関スル件（勅令四〇七）。

「第二章 民法ニ関スル規定

第五条 本島人ノミノ親族及相続ニ関スル事項ニ付テハ民法第四編及第五編ノ規定ヲ適用セス別ニ定ムルモノヲ除クノ外慣習ニ依ル

第六条 本令施行前ニ發生シタル左ニ掲クル權利ニハ本令施行ノ日ヨリ左ノ例ニ依リ各民法ノ規定ヲ適用ス

一 業主權 所有權

二 地基權及工作物又ハ竹木所有ノ為ニスル存続期間二十年以上ノ贖耕權其ノ他ノ永佃權 地上權

三 耕作又ハ牧畜ノ為ニスル存続期間二十年以上ノ贖耕權其ノ他ノ永佃權 水小作權

四 典權及起耕胎權 質權

五 胎權（起耕胎權ヲ除ク） 抵當權

六 第二号第二号ニ該当セザル贖耕權其ノ他ノ永佃權及佃權 賃借權

第十二条 後四条〔第一三条から第一六条まで〕ノ規定ハ本島人ノミニ関スル事項ニ之ヲ適用ス

第十三条 本令施行ノ際現ニ十六年以上ノ者ハ二十年ニ達セザルモノト雖仍成年者トス

第十四条 民法第七百二十五条乃至第七百三十一条ノ規定ハ第一条第一項ノ法律「台湾ニ施行スル

民事ニ関スル法律」中親族ニ関スル規定ノ適用ニ付之ヲ準用ス

第十五条 本令施行ノ際現ニ存スル祭祀公業ハ慣習ニ依リ存続ス但シ民法施行法第十九条ノ規定ニ準シ之ヲ法人ト為スコトヲ得

第十六条 本令施行ノ際現ニ独立ノ財産ヲ有スル団体ニシテ民法第三十四条ニ掲ケタル目的ヲ有セ

サルモノノ財産ハ団体員ノ共有トス

9・18 民事ニ関スル法律ヲ台湾ニ施行スルニ付改廢ヲ要スル律令ニ関スル件（律令六）。

10・11 南洋群島島民村吏規程（南洋庁令三四）。

「第一条 支庁管内ニ総村長、区長又ハ村長、助役ヲ置キ南洋庁長官ノ認可ヲ得テ支庁長之ヲ命免ス
総村長、区長又ハ村長、助役ノ管轄区域ハ旧慣ニ依ル」

10・11 南洋群島島民村吏服務心得（南洋庁訓令四九）。

「第一条 総村長、区長、村長、助役ハ其ノ服務ニ関シ左記各号ノ通心得ヘシ」

10・13 日本政府、「浦潮方面在住朝鮮人ノ引揚ニ対スル援助ニ関スル件」を閣議決定。へ「日本外交文書」
大正十一年一冊

「浦潮〔「ウラジオストク」方面ニ在住スル朝鮮人ニシテ日本軍撤退前引揚ケムトスル者約壹万五千
人ニ及フ処帝國政府ハ之ニ対シ内地日本人ト同様ノ取扱ヒラナシ無資力者ニ対シテハ送還ノ便宜ヲ
与フヘキハ理論上正当ナル如ク見ユルモ（略）帝國政府トシテハ此等「朝」鮮人ノ引揚ケラ援助ス
ル必要ヲ認メス依テ右引揚ケ希望者ニ対シテハ船舶ノ提供又ハ旅費ノ貸与ヲ為サルコトニ致度」

10・26 関東州及南滿州鉄道付属地寺院、教会、廟宇其ノ他ノ布教所規則（関東庁令七九）。

「第一条 寺院、教会、廟宇又ハ其ノ他ノ布教所ノ設立ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ其ノ住職、僧侶、
牧師、道師又ハ布教師ト為ルヘキ者及檀信徒ト為ルヘキ者三人以上ノ連署ヲ以テ左ノ事項ヲ
具シ所属宗派ノ管長又ハ之ニ類スル監督者ノ承認書ヲ添へ関東長官ニ願出ツヘシ」

10・28 朝鮮總督府及所屬官署雇員規程（朝鮮總督府令一四二）。

11・1 ベルギー政府、日本ベルギー通商航海條約の廢棄を通告（外務省告示四四五）。

10・19 メキシコ国に渡來する外国人は旅費の
外提示金の携帯を要する旨同國駐在臨
時代理公使より報告（外務省告示
四二）。

11・1 ス페인政府、日本スペイン特別通商条約の廢棄を通告〔一年後自動的に失効（外務省告示四八）。

11・23 失業ニ関スル条約（条約六）。

第三条

「 本条約ヲ批准シ且失業保險ノ制度ヲ有スル國際労働機關ノ締盟国ハ其ノ一国ノ労働者ニシテ他国ノ領土内ニ労働スルモノニ右他国ノ労働者ノ受クルト同様ナル該保險上ノ利益ヲ享受セシムルノ施設ヲ關係締盟国間ニ協定セラルル条件ニ依リ為スコトヲ要ス

第五条

本条約ヲ批准スル各締盟国ハ其ノ植民地、保護國及屬地ニシテ完全ナル自治ヲ有セサルモノニ左ノ条件ノ下ニ之ヲ適用スルコトヲ約ス

(イ) 其ノ規定カ土地ノ狀況ニ照シ適用不可能ニ非サルコト

(ロ) 其ノ規定ラ土地ノ狀況ニ適應セシムル為必要ナル変更ヲ加フルコト

各締盟国ハ其ノ植民地、保護國及屬地ニシテ完全ナル自治ヲ有セサルモノニ付其ノ執リタル措置ヲ國際労働事務局ニ通告スヘシ」

11・23 海員ニ対スル職業紹介所設置ニ関スル条約（条約七）。

11・30 破産法及び和議法を樺太に施行（勅令五〇三）。

12・7 朝鮮總督府裁判所令改正（制令一一）。

12・7 朝鮮民事令改正（制令一三）。

〔第十一条 朝鮮人ノ親族及相続ニ関シテハ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外第一条ノ法律ニ依ラス慣

11・13 米國連邦最高裁判所、小沢・山下帰化訴訟判決を下す。〔日本外交文書〕
大正一一年一冊

習ニ依ル但シ婚姻年齢、裁判上ノ離婚、認知、親権、後見、保佐人、親族會、相続ノ承認及財産ノ分離ニ関スル規定ハ此ノ限ニ在ラス

分家、絶家再興、婚姻、協議上ノ離婚、縁組及協議上ノ離縁ハ之ヲ府尹又ハ面長ニ届出ツル

ニ因リテ其ノ効力ヲ生ス(略)

第十二条ノ二 朝鮮人ノ戸籍ニ関シテハ第七条ノ規定ニ依ル

12・7 朝鮮刑事令改正(制令一四)。

「第十二条 検事ハ刑事訴訟法ニ規定スル場合ノ外事件禁錮以上ノ刑ニ該リ急速ノ処分ヲ要スルモノト思料スルトキハ公訴ノ提起前ニ限り押収、搜索、検証及被疑者ノ勾引、被疑者若ハ証人ノ訊問、鑑定、通訳又ハ翻譯ノ処分ヲ為スコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ検事ニ許シタル処分ハ司法警察官亦之ヲ為スコトヲ得」

12・18 朝鮮戸籍令(朝鮮總督府令一五四、民籍法・一九二一年朝鮮總督府令第一四八号・一九二二年朝鮮總督府令第九九号各廃止)。

「第一条 朝鮮人ノ戸籍ニ関シテハ朝鮮民事令ノ規定ニ依ルノ外本令ノ定ムル所ニ依ル」

12・29 治安警察法、行政執行法、保険業法等を台湾に施行(勅令五二二)。

12・29 「外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法」を台湾に施行(勅令五二五)。

12・27 日本政府、石井・ランシング協定廢棄に異議なき旨、米國政府に回答(大正12・4・14公文交換)。へ「日本外交文書」大正一一年三冊

1・22 朝鮮教育令ニ依リ設置セル学校ノ生徒児童卒業者ノ他ノ学校ヘ入学転学ニ関スル規程（文部省令一）。

〔第一条 朝鮮教育令ニ依リ設置セル小学校及普通学校ノ児童卒業者ハ他ノ学校ヘ入学転学ノ関係ニ就キ小学校令ニ依リ設置シタル小学校ノ児童卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク但シ修業年限五年又ハ四年ノ普通学校ノ卒業者ハ此ノ限ニアラス

第二条 朝鮮教育令ニ依リ設置セル中学校及高等普通学校ノ生徒卒業者ハ他ノ学校ヘ入学転学ノ

關係ニ就キ中学校令ニ依リ設置シタル中学校ノ生徒卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

第三条 朝鮮教育令ニ依リ設置セル高等女学校及女子高等普通学校ノ生徒卒業者ハ他ノ学校ヘ入学転学ノ關係ニ就キ高等女学校令ニ依リ設置シタル入学資格及修業年限ノ相当スル学校ノ生徒卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

1・27 南洋群島裁判事務取扱令（勅令二六）。

〔第一条 民事刑事及非訟事件ニ関スル事項ハ本令其ノ他ノ法令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外左ノ法令ニ依ル

一 法例

一 民法（略）

一 刑法（略）

第二条 島民ノ外ニ關係者ナキ民事ニ関スル事項ニ付テハ慣例ニ依ル但シ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル場合ハ之ノ限ニ在ラス

第三条 土地ニ関スル權利ニ付テハ当分ノ内從前ノ慣例ニ依ル

土地ニ関スル權利ニ付テハ当分ノ内登記ヲ為サス

第十四条 島民ノミニ関スル訴訟ニ付テハ本令ノ規定ニ拘ラス法院ノ認ムル便宜ノ訴訟手續ニ依ルコトヲ得

1・2 バリ賠償會議開催（一・七）。〔日本外交文書〕大正二二年三冊〕

1・9 中国參議院 衆議院の議を承け、對華

二一ヶ条條約無効宣布案を可決。

〔日本外交文書〕大正二二年二冊〕

1・11 フランス・ベルギー軍、ドイツ・ル

ル地方に侵入。占領。〔日本外交文書〕大正二二年三冊〕

1・27 南洋群島裁判令改正（勅令二七）。

1・27 南洋群島犯罪即決例（勅令二八）。

〔第一条 南洋群島支庁長ハ其ノ管轄区域内ニ於ケル左ノ犯罪ヲ即決スルコトヲ得〕

1・29 南洋群島ニ行ハルル勅令ニ於テ法律ニ依ルノ規定アル場合ニ於テ其ノ法律ノ改正アリタルトキノ効力ニ関スル件（勅令三〇）。

1・31 「台湾」外国ノ政事ニ関スル結社加入ニ関スル件（台湾総督府令二八）。

「台湾ニ本居又ハ住所ヲ有スル日本臣民ハ外国ノ政事ニ関スル結社ニ加入スルコトヲ得ス」

2・3 朝鮮総督府判任官以上ノ待遇ヲ受クル者、嘱託員、雇員及傭人外国旅費規程（朝鮮総督府令一〇）。

〔第一条 親任官又ハ勅任官ノ待遇ヲ受クル者ニハ親任官又ハ勅任官相当ノ旅費ヲ支給ス

第四条 嘱託員ニシテ本官アル者（退職ノ者及退職ニ準スヘキ休職者ヲ除ク）ニハ本官相当ノ旅費、判任官以上ノ待遇ヲ受クル官職ニ在ル者ニハ第一条乃至第三条ノ區別ニ従ヒ各待遇相当ノ旅費ヲ支給ス

第五条 前条ノ規定ニ該当セサル嘱託員ニハ其ノ常時一定ノ手当ヲ給スル者ニ在リテハ其ノ手当額（年額ノモノハ十二分ノ一、日額ノモノハ三十日分ヲ以テ月額ト看做ス）ニ依リ、一時手当ヲ給スル者又ハ手当ヲ給セサル者ニ在リテハ爵位勲功学位ニ依リ左ノ区分ニ従ヒ旅費ヲ支給ス（但書略）

一 内地人ニシテ手当月額四百円以上ノ者又ハ朝鮮人ニシテ手当月額參百円以上ノ者ニハ委任官五等以上ノ者ニ支給スヘキ額

2・28 司法代書人法を台湾に施行（勅令四一）。

3・1 南洋庁採鉱所職工鉱夫給与規程（南洋庁訓令一一）。

〔第十六条 島民ノ職工、鉱夫ニハ日給、工賃ノ外糧食ヲ給与スルコトヲ得〕

3・17 大連商業学堂規則（関東庁令一一）。

〔第一条 大連商業学堂ハ支那人ニ商業ニ関スル須要ナル知識技能ヲ授ケ兼テ徳性ヲ涵養スルヲ以テ
目的トス〕

3・17 金州農業学堂規則（関東庁令一二）。

〔第一条 金州農業学堂ハ支那人ニ農業ニ関スル須要ナル知識技能ヲ授ケ兼テ徳性ヲ涵養スルヲ以テ
目的トス〕

3・17 閩東州公学堂規則改正（閩東庁令一三）。

3・17 閩東州普通学堂規則改正（閩東庁令一四）。

〔第一条 普通学堂ハ支那人ノ児童ニ簡易ナル初等教育ヲ施ス所トス〕

3・21 旅順師範学堂付属公学堂規則改正（閩東庁令一五）。

3・27 台湾公立幼稚園規則改正（台湾総督府令三六）。

〔第七条中「内地人」ヲ「国語ヲ常用スル幼児」ニ、「本島人」ヲ「国語ヲ常用セサル幼児」ニ改メ第

3・10 中国政府、対華ニケ条約の廢棄を
通告（3・14 日本拒絶）。この頃、各地
で排日運動が激化。へ「日本外交文書」
大正一二年二冊）

二項ヲ削ル」

3・29 共通法改正（法律二五）。

3・29 台湾教育令ニ依リ設置セル学校ノ生徒児童並卒業者ノ他ノ学校ヘ入学転学ニ関スル規程（文部省令一一）。

3・30 工業労働者最低年齢法（法律三四）。

3・30 船員ノ最低年齢及健康証明書ニ関スル法律（法律三五）。

4・1 南洋庁公学校助教員採用規程（南洋庁訓令二）。

「第一条 助教員ハ左ノ条件ヲ具フル島民ノ中ヨリ學術試験ヲ行ヒ身許調査ヲ經テ之ヲ採用スヘシ」

4・14 恩給法（法律四八）。

「第一条 公務員及之ニ準スヘキ者並其ノ遺族ハ本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第十九条 本法ニ於テ公務員トハ文官、軍人、教育職員及警察監獄職員並第二十四条ニ掲クル待遇

職員ヲ謂フ

本法ニ於テ公務員ニ準スヘキ者トハ準文官、準軍人及準教育職員ヲ謂フ

第二十条 文官トハ武官又ハ宮内官以外ノ官ニ在ル者ヲ謂フ但シ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外
國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス」

4・18 陪審法（法律五〇）。

近代外国人關係法令年表（8）

〔第十二条 陪審員ハ左ノ各号ニ該当スル者タルコトヲ要ス

一 帝國臣民タル男子ニシテ三十歳以上タルコト

4・27 朝鮮總督府判任官以上ノ待遇ヲ受クル者、囑託員、雇員及傭人南洋群島閩東州南瀾州旅費規程（朝鮮總督府令二一）。

5・7 刑事訴訟法を樺太に施行（勅令二六）。

5・15 水産冷蔵獎勵規則（農商務省令一一）。

〔第一条 獎勵金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ハ地方公共団体、帝國法律ニ從ヒ設立シタル法人又ハ帝國臣民ニ限ル但シ会社ニ在リテハ其ノ社員又ハ株主ノ全員カ帝國臣民ナルコトヲ要ス〕

6・9 支那人入国取締ニ関スル件（内務省警保局外発申三〇・關係庁府県長官宛警保局長通牒）。へ「外事警察關係例規集」

「最近本邦渡來支那人中ニハ我取締官憲ノ視線ヲ逃レ不正ニ入国ヲ企テムトスルノ傾向ヲ呈シ而カモ船中ニハ此種支那人ニ対シ高利ヲ以テ一時提示金貸付ヲ專業トスルモノアルヤノ聞モ有之候ニ付今後渡來支那人ノ調査ニ際シテハ特ニ充分御留意相成〔度〕」

6・23 「台湾」県社以下神社ノ創立、移転、廃止合併等ニ関スル規則（台湾總督府令五六）。

6・23 「台湾」社、選擇所ニ関スル件（台湾總督府令五七）。

6・28 支那人労働者取締ニ関スル件（内務省警秘五六五・各庁府県長官宛警保局長通牒）。へ「外事警察關

6・1 中國・長沙で、日本軍艦伏見の武装水兵が排日運動の学生らに発砲、三名を殺傷（長沙事件）。以後、排日運動激化。へ「日本外交文書」大正二年二冊

係例規集

「支那人労働者ニシテ許可ナク労働ニ從事中ノ者ニ対シテハ従前ノ居留地雜居地内ニ於テ従業スルカ若ハ他ノ業務ニ転スル様訓旨シ其ノ之ニ従ハサル者ニ対シテハ説諭ヲ加ヘ帰国セシムル方針ノ下ニ從來其ノ取締ヲ為シ来リタルニ彼等ハ各地ヲ輾転シテ依然本邦内ニ在リテ労働ニ従事スルノミナラス近時益々増加ノ傾向ヲ示シ取締上頗ル困難ナル情况ヲ呈スルニ至レリ斯クテハ彼等ト本邦労働者トノ間ニ競争軋轢ヲ生セシムルノミナラス日支ノ国交上ニモ影響ヲ及ホスノ虞アルヲ以テ今後新ニ渡来スル者ニシテ苟モ入国後救助ヲ要スルノ虞アリト認メラルル者ニ対シテハ大正七年一月外国人入国ニ関スル省令第一号ニ依リ其ノ入国ヲ禁止スヘク現ニ労働従事中ノ者ニ対シテハ(略)説諭ヲ加ヘテ漸次帰国セシムルコトト「ス」

7. 11 台湾ニ於ケル官立公立ノ小学校又ハ公学校ノ訓導ノ任用ニ関スル件(勅令三四一)。

「第一条 台湾ニ於ケル官立又ハ公立ノ小学校訓導ハ台湾教員免許令又ハ小学校令ニ依リ授与セラレタル小学校本科正教員免許状、尋常小学校本科正教員免許状又ハ小学校専科正教員免許状ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス

第二条 台湾ニ於ケル官立又ハ公立ノ公学校訓導ハ台湾教員免許令ニ依リ授与セラレタル公学校甲種本科正教員免許状、公学校乙種本科正教員免許状又ハ公学校専科正教員免許状ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス」

7. 11 台湾教員免許令(勅令三四四)。

7. 19 「台湾」外国保険会社ニ関スル件(台湾總督府令二三)。

「第一条 外国人又ハ外国会社ノ保険事業ニ関シテハ明治三十三年勅令第三百八十号ニ依ル」

7. 29 台湾教員免許令施行規則(台湾總督府令六四)。

近代外国人關係法令年表(8)

7・29 台湾公立小学校准訓導又ハ台湾公立公学校准訓導任用ノ件（台湾総督府令六五）。

7・29 「樺太」外国人入国ニ関スル件改正（樺太庁令三八）。

8・3 南洋庁小学校児童及卒業者ノ他ノ学校へ入学転学ニ関シ取扱方（文部省令三三）。

「南洋庁小学校児童及卒業者ハ他ノ学校へ入学転学ノ関係ニ就キ明治二十三年勅令三百四十四号小学校令ニヨリ設置シタル市町村立小学校ノ児童及卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク」

8・17 太平洋方面ニ於ケル島嶼タル属地及島嶼タル領地ニ関スル四国条約追加協定（条約三、大正11・12・13調印）。

「第一条 締約国ハ互ニ太平洋方面ニ於ケル其ノ島嶼タル属地及島嶼タル領地ニ関スル其ノ權利ヲ尊重スヘキコトヲ約ス」

8・17 「南洋群島」手数料及出張費用徴収規則（南洋庁令一五）。

「第五条 島民ニ対シテハ本規則ハ之ヲ適用セス」

8・17 太平洋方面ニ於ケル島嶼タル属地及島嶼タル領地ニ関スル四国条約ノ署名ニ当リ各条約国ノ声明（外務省告示三二）。

「本条約ハ太平洋ニ於ケル委任統治諸島ニ之ヲ適用ス但シ本条約ノ締結ハ之ヲ以テ亜米利加合衆國カ右委任統治ニ対シ同意ヲ与ヘタルモノト認ムルコトヲ得ス且亜米利加合衆國ト当該委任國トノ間ニ右委任統治諸島ニ関スル協定ノ締結ヲ妨クルモノニ非ス」

9・1 関東大地震起る。以後、各地で多数の朝鮮人・中国人が虐殺される。

9・2 一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件（勅令三九九）。

9・2 勅令三百九十八号ノ施行ニ関スル件（勅令三九九）。

「大正十二年勅令第三百九十八号ニ依リ左ノ区域ニ戒嚴令第九条及第十四条ノ規定ヲ適用ス但シ同条
中司令官ノ職務ハ東京衛戍司令官之ヲ行フ
東京市、荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡、南葛飾郡」

9・3 朝鮮感化令（制令一一）。

9・7 治安維持ノ為ニスル罰則ニ関スル件（勅令四〇三）。

「出版、通信其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス暴行、騷擾其ノ他生命、身体若ハ財産ニ危害ヲ及
ホスヘキ犯罪ヲ煽動シ、治安秩序ヲ紊乱スルノ目的ヲ以テ治安ヲ害スル事項ヲ流布シ又ハ人心ヲ惑
乱スルノ目的ヲ以テ流言浮説ヲ為シタル者ハ十年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千円以下ノ罰金ニ処ス」

9・28 宮内省恩給令（皇室令一六）。

9・29 朝鮮總督府感化院規則（朝鮮總督府令一一二）。

10・9 日本オーストリア両政府、通商・関税・航海に關する事項を律するため、公文交換により、相互に
最惠國待遇の許与を約する暫定取極を締結（外務省告示三八）。

10・12 台湾産婆規則（台湾總督府令七〇）。

「第一条 産婆タラムトスル者ハ滿二十年以上ノ女子ニシテ左ノ資格ヲ有シ知事又ハ庁長ノ免許ヲ受

近代外国人關係法令年表（8）

9・13 関東戒嚴司令官、ソ連救援船レーニン
号に即時退去を命令。へ「日本外交文
書」大正二十二年一冊）

クルコトヲ要ス

- 一 台湾総督府医院看護婦及助産婦講習所ノ助産婦科ヲ卒業シタル者
- 二 台湾産婆試験ニ合格シタル者
- 三 明治三十二年勅令第三百四十五号第一條各号ノ一二該当スル者

10・26 「樺太」居住者届出規則改正（樺太庁令五二）。

10・26 「樺太」土人戸口届出規則改正（樺太庁令五三）。

10・27 関東州監獄令（勅令四六一）。

- 「第一条 関東州ニ於テ監獄ニ関スル事項ハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外監獄法ニ依ル（略）
- 第二条 拘留監ニハ笞刑ノ執行ヲ受クヘキ者ヲ留置スルコトヲ得」

11・12 「朝鮮」私立学校教員資格認定ニ関スル件（朝鮮総督府令一二八）。

- 「第五条 認定ヲ受ケムトスル者ハ第一号書式ノ願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ住所地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ朝鮮総督ニ差出スヘシ

- 三 戸籍謄本但シ外国人ニ在リテハ国籍、出生地及生年月日ニ関シ住所地ヲ管轄スル領事ノ証
明書」

11・26 台湾総督、州知事又ハ庁長ノ管掌ニ係ル恩給給与細則（台湾総督府令七八）。

12・19 農業ニ使用シ得ル児童ノ年齢ニ関スル条約（条約四）。

- 12・4 メキシコに入国する外国人の上陸時に必要な提示金を従来の五〇ペソから二〇〇ペソへ変更した旨、メキシコ在留公使より報告（外務省告示四四）。

「 第一条

十四歳未満ノ児童ハ授業時間外ニ非サレハ一切ノ公私ノ農業的企業又ハ其ノ各分科ニ於テ使用セラレ又ハ労働スルコトヲ得ス授業時間外ニ於テ使用セラルル場合ニハ其ノ使用ハ学校出席ヲ妨ケサルモノタルヘシ

第八条

本条約ヲ批准スル国際労働機関ノ各締盟国ハ「ヴェルサイユ」条約ノ第四百二十一条ノ規定及他ノ平和諸条約ノ对等条項ノ規定ニ依リ其ノ植民地、属地及保護国ニ之ヲ適用スルコトヲ約ス」

12・21 「樺太」看護婦規則（樺太庁令五六）。

12・25 日本スペイン両国は、一九二二年一月五日付で廢棄通告のあつた日本スペイン特別通商条約を暫定措置として、さらに一九二四年五月五日まで有効とするための公文を交換（外務省告示四四四）。

12・27 台湾ニ施行スル法律ノ特例ニ関スル件改正（勅令五一四）。

「第一条」台湾ニ施行スル民事ニ関スル法律中裁判所構成法トアルハ台湾總督府法院条例トス」中「民事」ヲ「民事又ハ刑事」ニ改ム」

12・27 共通法改正法律ノ一部施行期日ニ関スル件（勅令五一六）。

12・27 関東州裁判事務取扱令改正（勅令五二四）。

「第三条 破産法中相続財産ニ対スル破産ニ関スル規定ハ支那人ノ相続財産ニ対スル破産ニ之ヲ適用ス

第七十二条 検察官ハ刑事訴訟法第百二十三条ニ規定スル場合ノ外被疑者ニ付同法第八十七条ニ規

近代外国人關係法令年表（8）

12・27 難波大助、摂政を狙撃（虎ノ門事件）。

定スル事由アリタル場合ニ於テ急速ヲ要シ判官ノ勾引状ヲ求ムルコト能ハサルトキハ直ニ勾引状ヲ発シ又ハ之ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得（略）

第七十三條 檢察官ハ被疑者ニ付刑事訴訟法第八十七條ニ規定スル事由アリタル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ押収、搜索、検証、証人訊問並鑑定、通訳及翻訳ノ処分ヲ為シ又ハ之ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

12・27 南洋群島裁判事務取扱令改正（勅令五二五）。

「第六十五條 檢事ハ刑事訴訟法第二百三條ニ規定スル場合ノ外被疑者ニ付同法第八十七條ニ規定スル事由アリタル場合ニ於テ急速ヲ要シ判事ノ勾引状ヲ求ムルコト能ハサルトキハ直ニ勾引状ヲ発シ又ハ之ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得（略）

第六十五條ノ二 檢事ハ被疑者ニ付刑事訴訟法第八十七條ニ規定スル事由アリタル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ押収、搜索、検証、証人訊問並鑑定、通訳及翻訳ノ処分ヲ為シ又ハ之ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得」

12・27 刑事訴訟法を台湾に施行（勅令五二六）。

12・27 「朝鮮」司法警察官職務規程改正（朝鮮總督府訓令五二）。

「第六條 司法警察官左ニ記載スル罪ヲ犯シタル者又ハ非常事變ニ際シ犯罪ヲ伴フ虞アリト思料スルトキハ速ニ所轄地方法院檢事正及事件所管庁ノ檢事ニ報告スヘシ（様式第四十七号）

一 刑法第二編第一章乃至第四章及第八章ノ罪

六 保安法及大正八年制令第七号ノ罪

十二 外国人ニ関スル罪（支那人ニ関スルモノ及輕微ナルモノヲ除ク）

十三 前各号ノ外社会ノ耳目ヲ惹クヘキ罪」

12 刑事訴訟特別手続を一九三三年二月三日限りで廢止(律令六)。

12 29 台湾總督府法院條例改正(律令七)。

12 29 台湾刑事令改正(律令八)。

「第七條(匪徒刑罰令、台灣阿片令、罰金及管刑處分例、犯罪即決例、刑事訴訟特別手続、明治三十二年律令第二十七号、刑事訴訟費用規則ハ仍其ノ効力ヲ有ス)中、「罰金及管刑處分例」、「刑事訴訟特別手続」及「刑事訴訟費用規則」ヲ削ル」

12 1 司法警察職務規範(司法省刑事一〇〇九二司法大臣訓令)。(「外事警察關係例規集」)

「 第八章 外國人ニ關スル特別

第二百二十四條 外國人ニ關シ司法警察ノ職務ヲ行フニ當リテハ國際法及國際上ノ慣例ニ違背セサル

コトニ注意スヘシ

第二百二十五條 外交官ノ特權ヲ有スル者ニ對シテハ其ノ特權ヲ害スルノ虞アル行為ヲ為ササルコト
ニ注意スヘシ外交官ノ特權ヲ有スル者ナリヤ否ニ付疑アルトキハ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フ
ヘシ

第二百二十六條 大公使館、大公使ノ居宅、別荘又ハ其ノ宿泊スル場所ニ於テハ搜查其ノ他ノ處分ヲ
為スヘカラス

第二百三十六條 被疑者外國人ナル場合ニ於テハ左ノ事項ヲモ明ニスヘシ

一 國籍

二 帝國ニ來リタル時期及目的

三 本國ヲ去リタル時期

四 外國ニ於テノ受刑ノ有無

近代外國人關係法令年表(8)

五 家族ノ有無及其ノ住居

第三百三十七条 被疑者其ノ他ノ関係者外国人ニシテ国語ニ通セサルトキハ通事ヲ用イテ取調ヲ為シ其ノ調査ハ通事ニ依リ本人ニ説聞カセ通事及本人ヲシテ署名又ハ署名捺印セシムヘシ

一九二四
大正二三

1. 15 南洋庁減額旅費規則改正（南洋庁訓令一）。

第五表

官階	区分	事業監督	検査事務	準備、調査其他事務	同上補助	積算事務補助	雇員	
							島民	邦人
奏任官、同待遇及月手当百七十円（南洋在勤者ハ三百五十円）以上ノ嘱託員		七円						
奏任官、同待遇及月手当百七十円（南洋在勤者ハ三百五十円）以上ノ嘱託員		五円	四円	三円				
				二円五十銭	一円八十銭			
				二円	一円五十銭			
					一円			五十銭

1. 22 関東州及南滿州鉄道付屬地寺院、教会、廟宇其ノ他ノ布教所規則改正（関東庁令五）。

〔付則第二項ヲ左ノ如ク改ム〕

1. 10 政友会・憲政会・革新俱樂部の三派有志、清浦内閣打倒運動を開始（第二次護憲運動）。

支那人ノ為メ寺廟類ノ設立、移転廃止又ハ併合ノ許可ノ出願ニ付テハ当分ノ内本令ニ定ムル手續ニ依ラサルコトヲ傳

1. 25日本ペルー兩國政府は、通商条約を三月三十一日まで再度延長するために公文を交換（外務省告示三）。

1. 25支那人料理人其ノ他支那労働者取締ノ件（内務省警保局外発甲一四各府県長官宛警保局長通牒）。

〔外事警察関係例規集〕

〔甲号号〕 外務省通商局長照会（大正十三年一月二十二日通移機密第一六号警保局長宛）

一、支那人料理人ハ相当技術ヲ有スルモノモ其ノ然ラサルモノモ一律労働者ト見做シ入国ヲ禁止シ居ラルルヤ

二、支那労働者ノ取締ハ各地方庁ニ委任セラレアル趣ノ処或ル府県ニ於テ料理人トシテ就職ヲ許可セラレタルモノカ他ノ府県ニ転入就職セムトスル場合ハ之ヲ如何ニ取締ラルルヤ

三、支那人料理人ノ就職ハ震災前許可セラレ来レルニ震災後ニ至リ禁止セラルル理由由右ニ関シテハ支那側ヨリハ震災後ノ取締ハ何等カ新法令ノ発布ニ依ルモノナリヤトノ問合せモアリタルヲ以テ詳細御回示アリ度シ

四、直接震災ノ影響ヲ蒙ラサリシ地方ニ於テモ京浜地方ト同様ノ取締ヲ為シ居ルヤ然リトセハ其ノ事由

（乙号号） 警保局長回答（大正十三年一月二十五日警保局外発乙第二号外務省通商局長宛）

一、支那人料理人ハ自ラ飲食店営業ヲ為スモノ以外即チ他人ニ雇傭セラル、モノハ其ノ技術ヲ有スルト否トヲ問ハズ雜役労働トシテ居留地雜居地以外ニ於ケル居住並営業ハ地方長官ノ許可ヲ要ス而テ此ノ種ノ人物ノ渡来シタル場合ニ當該地方長官ニ於テ四圍ノ情勢ニ徴シ許可ノ見込アルニ於テハ之ヲ入国セシムルモ否ラサル場合ニ入国セシムルトキハ無為徒食ノ結果（多クハ所持

金僅少ナル為メ）自然救助ヲ要スルノ虞アルヲ以テ入国ヲ禁止シ居レリ

二、地方長官ノ許可ハ其ノ場所ト当時各種ノ情況トヲ基礎トシテ与フルモノナルヲ以テ該許可ヲ受ケタルモノ其ノ管轄外タル他府県ニ転入シタルトキハ許可ノ効力ヲ失フ從ツテ更ニ当該地方長官ノ許可ヲ受クルニアラサレハ從業シ得サルモノナリ

三、支那人料理人ノ從業ノ許否ハ地方長官ノ自由裁量ニ委ネラレ居ルモ〔ので〕（略）震災後特ニ異ナリタル取締方法ヲ定メタル事實ナシ

四、震災地方以外ニ於ケル取締ハ第一項記載ノ通りノ方針ニシテ何等變更ナシ

1. 28 露国避難民身元証明書発給心得（通移機密合四一・各庁府県長官宛外務次官通牒）。へ「外事警察関係例規集」

〔第一〕

露国避難民身元証明書ハ左記大正十一年七月二十日第十九回連盟理事会ニ於テ採用シタル取極事項ニ遵ヒ発給スルモノトス

一、各国ニ行ハルル外人取締ニ関スル法律及規則ニ抵触セサルコト

三、特ニ発給国ノ許可ナキ限り避難民ハ本証明書ヲ以テ発給国ニ帰還スルヲ得サルコト

五、本証明書ニ行先国政府ノ査証アルカ又ハ行先国領事館カ本証明書ノ提出ト共ニ国境通過ノ証明書ヲ発給スルニ於テハ本証明書ヲ以テ目的國ニ入国シ得ルコト

六、通過査証、各国ハ避難民カ其ノ行先国ノ査証ヲ有スル限り現行規則ニ從ヒ通過査証ヲ与フルコト

第二 本証明書ハ本来ノ露国人ニシテ他國ノ国籍ヲ取得セサル避難民ニ限り発給スヘシ

第四 本邦関東州及南滿州鉄道付屬地内ニハ大正十一年十月ノ浦塩斯德政変ノ結果渡來シタル露国避難民多数滞在スルニ加ヘ目下国内ノ生活費高騰シ猶經濟界不況ノ為多数ノ失業者アル状態ナルヲ以テ該避難民ノ移住地トシテハ不適當ナルニ因リ当分ノ間第十九回連盟理事会ニ於テ採用シタル取極中ノ第五項入国査証ニ関スル件ニ対シテハ決定ヲ留保スル旨連盟事務総長ニ通告シ

アルニ付在外帝國領事官ハ本邦ヘノ入国査証ヲ与フルコトヲ得ス

2・5 露國避難民ニ対シ身元証明書發給方ノ件（内務省外警二五・各庁府県長官宛警保局長通牒）。ヘ「外事警察關係例規集」

「第十九回連盟理事會ハ同〔七〕月二十日ノ會議ニ於テ右「ロシア避難民に身元証明書を發給する旨の」決議ニ係ル証明書及之ニ関スル取極ヲ採用シ且ツ各國相互ニ他國政府ノ發給セル本証明書ヲ認ムヘク連盟事務總長ヨリ之ニ対スル本邦政府ノ意向回答方照會有之候処本邦ニ於テハ大正十一年十月ノ浦塩政變ノ結果渡來シタル露國避難民多數散在シ且ツ生活費高ク猶經濟界不況ノ為メ多數ノ失業者アル狀況ナルヲ以テ露國避難民ノ移住地トシテハ不適當ナルニ鑑ミ條件第五項ノ入国査証ニ関シテハ之ヲ留保シ從テ右証明書ヲ携帶シテ本邦ニ入国セントスル者アルモ之ヲ旅券ト認メサル外他ノ取極事項並証明書様式及他國政府ノ發給セル同様証明書ヲ認ムルコトニ同意スル旨回答セリ而シテ本証明書ノ發給實施期ハ本年二月一日ヨリト定メ其發給官庁ハ外國旅券發給ノ取扱方ニ準シ各地方庁ト決定致候

2・8 上陸特許方法注意ニ関スル件（内務省發警六・關係庁府県長官宛警保局長通牒）。ヘ「外事警察關係例規集」

「無旅券、無査証、無効又ハ査証有効期間經過ノ旅券ヲ所持シ本邦ニ上陸セントスル外國人ニ対シテハ容疑ノ点無キ限り上陸者所屬本國駐在領事又ハ確實ナル身元引受人ノ保證アル場合上陸地地方長官ニ於テ之カ許可ヲ与ヘラレ居レルカ其ノ保證ハ上陸者本邦滞在中身上ノ一切ノ引受ヲ為スモノト被認ニ上陸後引受者ニ於テ其ノ責ニ任セス特ニ領事ノ保證ノ如キニ至リテハ上陸後事件惹起ノ場合何等ノ措置ニ出テサルモノアリ（略）今後特別上陸ノ際ニ於ケル引受ハ名実相副フモノタルヘク精査ノ上許否ヲ決定シ取締上萬遺策ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也」

2・14 [台湾] 看護婦規則（台湾總督府令一八）。

「第四条 看護婦ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ別記第一号様式ノ書面ニ戸籍謄本若ハ抄本又ハ戸口調査簿ノ抄本及資格證明ニ関スル書類並醫師ノ診斷書ヲ添ヘ所轄知事又ハ庁長ニ申請スヘシ」

2・20 通過ノ自由ニ関スル條約及規程（條約一、大正10・4・20調印）。

「 第一条

締約國ハ千九百二十一年四月十四日「バルセロナ」會議ニ依リ採択セラレタル本條約付屬ノ通過ノ自由ニ関スル規程ヲ受諾スルコトヲ宣言ス

右規程ハ本條約ノ一部ヲ構成スルモノト認メラルヘシ從テ締約國ハ同規程中ニ定ムル條項及條件ニ從ヒ同規程ノ義務及約定ヲ受諾スルコトヲ茲ニ宣言ス

「通過ノ自由ニ関スル規程」

第二条

本規程ノ他ノ條項ハ之ヲ保留シ、締約國ノ主權又ハ權力ノ下ニ在ル地域上ノ運輸ヲ規律シ及実行スル為締約國力採用スル措置ニ於テハ國際通過ノ為ニ便利ナル常用ノ通路ニ於ケル鉄道又ハ水路ニ依ル自由通過ヲ容易ナラシムルコトヲ図ルヘシ人ノ国籍、船舶ノ国籍（略）ニ因リ差別ヲ設クルコトナカルヘシ」

2・28 [関東州] 看護婦規則改正（関東庁令二）。

3・5 [台湾] 按摩術營業取締規則（台湾總督府令二〇）。

3・5 [台湾] 鍼術、灸術營業取締規則（台湾總督府令二一）。

3・27 關東州阿片令（勅令五三）。

3・27 台灣所得稅令改正（律令二）。

3・29 關東庁中学校規則改正（關東庁令一七）。

〔第十三條第一項第四号ヲ〕四 關東州公學堂高等科又ハ南滿州鐵道株式會社公學堂高級科ヲ卒業シタル者ニ改メ同号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ

五 支那高級小学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力アル者

4・1 外國人入國ニ關スル件改正（內務省令一〇）。

〔第二條 帝國臣民ノ入國ニ關シ旅券又ハ國籍證明書ノ提示ヲ必要トセサル國ノ臣民又ハ人民ニ付テハ特ニ前條第一項第一号ノ規定ヲ其ノ旅券又ハ國籍證明書ニ當該國官憲ノ査証ヲ必要トセサル國ノ臣民又ハ人民ニ付テハ同條第二項中査証ニ關スル規定ヲ適用セサルコトヲ得〕

4・1 〔南洋群島〕代書人規則（南洋庁令一）。

4・1 外國人入國ニ關スル省令改正ニ付取扱方ニ關スル件（內務省發誓一・內務次官通牒）。へ〔外事警察關係例規集〕

4・5 〔台灣〕待遇職員俸給支給規則（台灣總督府令三五）。

4・18 樺太ニ施行スル法律ノ特例ニ關スル件改正（勅令八七）。

4・1 朝鮮勞農總同盟、朝鮮青年總同盟、結成。

4・18 国籍法、戸籍法、寄留法、明治三一年法律第二号（外国人ヲ養子又ハ入夫ト為スノ件）、明治三一年法律第九四号（国籍喪失者ノ權利ニ関スル件）を樺太に施行（勅令八八）。

4・18 寄留手續令改正（勅令八九）。

4・23 「樺太」 勞務者使用取締規則（樺太庁令一六）。

4・30 「樺太」 外国人入国ニ関スル件改正（樺太庁令一七）。

「第二条 帝国臣民ノ入国ニ関シ旅券又ハ国籍証明書ノ提示ヲ必要トセサル国ノ臣民又ハ人民ニ付テハ特ニ前条第一項第一号ノ規定ヲ其ノ旅券又ハ国籍証明書ニ当該国官憲ノ査証ヲ必要トセサル国ノ臣民又ハ人民ニ付テハ同条第二項中査証ニ関スル規定ヲ適用セサルコトヲ得」

5・1 南洋庁採鉱所職工鉱夫雇傭勞務規則（南洋庁訓令九）。

「第二条 職工、鉱夫ハ年齢十五歳未満ノ者ヲ採用スルコトヲ得ス」

5・2 京城帝国大学官制（勅令一〇三）。

5・2 京城帝国大学予科規程（朝鮮總督府令二）。

5・3 「台湾」 外国人入国ニ関スル件改正（台湾總督府令四一）。

「第二条 帝国臣民ノ入国ニ関シ旅券又ハ国籍証明書ノ提示ヲ必要トセサル国ノ臣民又ハ人民ニ付テハ特ニ前条第一項第一号ノ規定ヲ、其ノ旅券又ハ国籍証明書ニ当該国官憲ノ査証ヲ必要トセサル国ノ臣民又ハ人民ニ付テハ同条第二項中査証ニ関スル規定ヲ適用セサルコトヲ得」

5・3 〔関東州〕外国人取締規則改正（関東庁令二三）。

〔第一条 帝国臣民ノ入国ニ関シ旅券又ハ国籍証明書ヲ提示ヲ必要トセサル国ノ臣民又ハ人民ニ付テハ特ニ前条第一項第一号ノ規定ヲ其ノ旅券又ハ国籍証明書ニ当該国官憲ノ査証ヲ必要トセサル国ノ臣民又ハ人民ニ付テハ同条第二項中査証ニ関スル規定ヲ適用セサルコトヲ得〕

5・6 〔朝鮮〕外国人渡来ニ関スル件改正（朝鮮総督府令二二）。

〔第一条 帝国臣民ノ入国ニ関シ旅券又ハ国籍証明書ノ提示ヲ必要トセサル国ノ臣民又ハ人民ニ付テハ特ニ前条第一項第一号ノ規定ヲ、其ノ旅券又ハ国籍証明書ニ当該国官憲ノ査証ヲ必要トセサル国ノ臣民又ハ人民ニ付テハ同条第二項中査証ニ関スル規定ヲ適用セサルコトヲ得〕

5・19 徴兵令を權太に施行（勅令一二五）。

5・24 関東州市制（勅令一三〇）。

〔第三条 市内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ市住民トス

市住民ハ本令ニ依リ市ノ財産及營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ市ノ負担ヲ分任スル義務ヲ負フ

第四条 市住民ニシテ左ノ要件ヲ具備スルモノハ市ノ選挙ニ参与シ市ノ名誉職ニ選挙セラルル權利

ヲ有シ市ノ名誉職ヲ担任スル義務ヲ負フ（略）

一 帝国臣民タル男子ニシテ年齢二十五年以上ノ者〕

6・9 スペイン政府より廢棄通告のあつた日本スペイン特別通商条約を、さらに一九二五年五月五日まで

引き続き有効ならしめるため、両国で公文を交換（外務省告示三五）。

5・26 アメリカ、排日条項を含む新移民法案

に大統領署名。へ〔日本外交文書〕大

正一三年一冊〕

5・30 清浦内閣、対支政策綱領をとりまとめ。

へ〔日本外交文書〕大正一三年二冊〕

5・31 日本政府、アメリカ政府に排日移民法

に対する抗議公文を手交。へ〔日本外

交文書〕大正一三年一冊〕

法政研究一卷一号（一九九六年）

6・9 外国人学生ノ陸軍管内見学並実習願出ノ取扱方（直轄学校長・公私立大学長・高等学校校長等へ文部次官通牒・発実八二）。へ「文部省例規類纂」四卷）

6・12 領事官ノ徴収スル手数料及出張費用ニ関スル規程第一案第一項第一七号に但書追加（外務省令四）。

7・1 関東州市制施行規則（関東庁令三五）。

「第六十三条 三月以上市内ニ滞在スル者ハ其ノ滞在ノ初ニ遡リ市税（Ⅱ戸別割・地方税付加税・特別税）ヲ納ムル義務ヲ負フ」

7・11 「台湾」戸口規則改正（台湾総督府令五七）。

7・16 「南洋群島」外国旅券規則改正（南洋庁令七）。

7・18 外国船舶ノ所得税免除ニ関スル法律（法律六）。

「日本ニ住所ヲ有セサル外国人又ハ外国法人ニハ外国ノ船籍ヲ有スル船舶ノ所得ニ付所得税ヲ免除ス但シ其ノ船籍國カ日本船舶ノ所得ニ付同様ノ免税ヲ為ササル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」

7・22 国籍法改正（法律一九）。

7・28 樺太ニ本籍ヲ有スル者ノ国籍離脱ニ関スル件（閣令五）。

7・28 樺太ニ本籍ヲ有シ又ハ住所ヲ有スル者ニシテ外国人ヲ養子又ハ入夫ト為サムトスル者及帰化ヲ為シ又ハ国籍ヲ回復セムトスル者出願方ノ件（閣令六）。

「樺太ニ本籍ヲ有スル者明治三十一年法律第二十一号ノ規定ニ依リ外国人ヲ養子又ハ入夫ト為サムトスルトキハ樺太庁ヲ經由シ内閣總理大臣ニ願出ツヘシ」

7. 30 「樺太」土人戸口届出規則改正（樺太庁令二七）。

7. 30 「樺太」居住者届出規則は一九二四年七月三十一日限りで廃止（樺太庁令二九）。

8. 2 支那人労働者本邦入国制限ニ関スル件（5. 8 中国代理公使照会に対する内務省警保局長回答・外務省通商局長宛）。〔「外事警察関係例規集」〕

「支那人労働者ニシテ農業、漁業、鉱業、土木建築、製造、運搬、挽車、仲仕等ノ如キ業態ハ現時我國情ニ鑑ミ従前ノ居留地雜居地以外ニ於テハ全然許可ノ余地無之モ料理従業者及理髮従業者ノ如キ技術労働者ハ地方ノ実情ニ徴シ彼我労働者間ニ軋轢ヲ生セサル限り可成寛大ニ取扱フ趣旨ヲ以テ從來ヨリ之レカ許否ハ地方長官「ノ」自由裁量ニ委ネツツアリ然ルニ支那人労働者ニシテ行商其他非労働者ヲ標榜シ入国後窃ニ従事シタル者鈔カラス殊ニ客歲震災後ハ一層惡辣手段ニ依リ不正入国ヲ企ツル者激増スルニ至リシカ此種人物ハ殆ント貧困者ニシテ入国後援助ヲ要スルノ虞アルヲ以テ特ニ確實ナル身許保証者ナキ限り大正七年一月内務省令第一号外国人入国ニ関スル件第一条第六号ニ依リ入国ヲ禁止シ居レル次第第二有之候ニ付（略）衛生上風俗上将亦公安保持上下級労働者ノ居住並従業ノ制限ハ不止得モノト認メラレ候」

8. 7 海上ニ使用シ得ル児童ノ最低年齢ヲ定ムル条約（条約七）。

「 第二条

十四歳未満ノ児童ハ同一ノ家ニ属スル者ノミヲ使用スル船舶ヲ除クノ外船舶ニ於テ使用セラレ又ハ労働スルコトヲ得ス

第五条

本条約ヲ批准スル国際労働機関ノ各締盟国ハ其ノ植民地、保護国及属地ニシテ完全ナル自治ヲ有セサルモノニ左ノ条件ノ下ニ之ヲ適用スルコトヲ約ス」

8・12 南洋群島裁判事務取扱令改正（勅令一七二）。

「第三条ノ二 島民ニ対スル一年未満ノ懲役又ハ勞役場留置ノ執行ニ付テハ檢事又ハ即決ヲ為シタル南洋庁支庁長ハ事情ニ依リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヲ監獄又ハ勞役場ニ拘置又ハ留置セシメテ勞役ニ服セシムルコトヲ得」

8・13 関東州阿片令施行規則（関東庁令五〇）。

「第一条 阿片吸食ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ本籍、住所、氏名、年齢及職業ヲ具シ関東長官ニ願出ツヘシ

第二条 関東長官前条ノ願ヲ受理シタルトキハ其ノ指定シタル医師ニ於テ阿片[㊟]者ナリト認定シタル支那人ニ限り之ヲ許可ス」

9・9 日伊仏国間ノ旅券査証廃止方ニ関スル件（内務省秘七七六、関係庁府県長官宛警保局長通牒）。

（「外事警察関係例規集」）

「十月一日以降（其ノ以前本省ヨリ別段変更ノ通牒無之限リ）伊国人並仏国人（日本内地ト仏国本土（アルゼリ）ヲ含ム）間ニ於ケル仏国民ノ往来ニ限ル）入国ニ際シテハ外国人入国ニ関スル省令第二条末段ヲ適用シ所持ノ旅券ニ在外帝国官憲ノ査証ナキモ入国許可相成候様致度」

9・12 日本香港間相互ニ旅券査証廃止方ニ関スル件（内務省秘八五三、関係庁府県長官宛警保局長通牒）。

（「外事警察関係例規集」）

9・18 孫文、奉天討伐の大總統令を發布（第

二次北伐宣）

10・7日本リヒテンシュタイン国間ノ旅券査証廃止ノ件(内務省秘九六五 関係庁府県長官宛警保局長通牒)。(「外事警察関係例規集」)

10・8日伊仏国間ノ旅券査証廃止方ニ関スル件(内務省秘九七五 関係庁府県長官宛警保局長通牒)。

〔「外事警察関係例規集」〕

〔本件ニ関シ客月九日付内務省秘第七七六号ヲ以テ依命及通牒置候処右ノ内伊国政府ニ於テハ旅券査証廃止ノ取極ハ日伊各本国領土ノミニ限り適用スル意向ニ有之相互的ニ各自植民地ヲ除外スルコトニ協定ノ趣外務省ヨリ申越有之候条伊国本土ヨリノ渡来者ニ限り査証ヲ要セス入国許可相成候様致度〕

10・23短期間旅行スル在留外国人居住証明書ニ関スル件(内務省警保局外発甲一五八 各庁府県長官宛警保局長通牒)。(「外事警察関係例規集」)

〔我内地警察官発給ノ居住証明書所持外国人ノ再入国取扱ニ関シテハ大正九年四月九日付警外閣第五七七号及之ト同一ノ証明書ヲ有シ再入国セル外国人ニ対シ入国提示金免除ノ件ニ就テハ同年九月十五日付警外并第三六九号ヲ以テ及通牒置候処從來ノ取扱振ニ鑑ミ今般右通牒中ニ示セル「警察官憲發給ノ居住証明書」ハ別紙様式ニ一定ノ上所轉警察官署ヨリ發給セシムル事トシ來ル十一月一日ヨリ実施スルコトト致度自然省令ニ依ル居住登録簿本又ハ之ニ類スルモノハ本件ニ於ケル居住証明書トハ認メス從テ從來ノ特典ヲ付与セサルコトニ御了知ノ上右様御取扱相成度〕

(別紙様式)

第 号

居 住 証 明 書

10・2 國際連盟總會、國際紛争平和の處理に
關する議定書・決議一・決議二を採択。
〔「日本外交文書」大正一三年一冊〕

- 一、国籍
 - 二、職業
 - 三、住所
 - 四、姓名
 - 五、年齢
 - 六、居住届出年月日
 - 七、行先地
 - 八、旅行ノ目的
- 右証明ス

本証明書ノ有効期間ハ発給ノ日ヨリ六ヶ月トス

本証明書ニ対スル査証ハ入国一回限り有効ニシテ且本証明書ノ失効ト共ニ無効トナルモノトス

手札形

(割印)

年月日

写真添付

何府県何警察署長印

11・15 関東州ニ於テ財物劫掠ノ目的ヲ以テ多衆結合スル者ノ処罰ニ関スル件（勅令二五九）。

〔第一条 関東州ニ於テ財物劫掠ノ目的ヲ以テ多衆結合シタル者ハ無期又ハ五年以上ノ懲役ニ処ス〕

11・17 国籍法施行規則（内務省令二六）。

11・3 國際阿片會議開催（國際連盟主催）。

～「日本外交文書」大正一四年一冊～

「第一条 国籍法第七条第一項ノ規定ニ依リ帰化ヲ為サムトスル者ハ帰化ニ必要ナル条件ヲ具備スルコトヲ証スヘキ書類ヲ添ヘ其ノ住所地方ヲ管轄スル地方庁ヲ經テ内務大臣ニ其ノ許可ノ申請ヲ為スヘシ」

11・18 関東州内在留外国人ノ旅券査証並入国取締ノ件（内務省閣警一四・関係庁府県長官宛警保局長通牒）。〔外事警察関係例規集〕

「一、関東州内在住外国人ニシテ内地ニ渡来スル場合ニ在外帝国官憲ノ査証ニ代ハルヘキ関東州警務署長發給ノ関東州居住証明書ハ爾今其ノ有効期間ヲ一ヶ年ニ限定スルコト

二、露西亜方面ヨリ関東州ニ来リ一時滞在ノ上更ニ内地ニ渡来スル外国人ニシテ生活ノ保障確實ナル者ニ対シテハ願出ノ場合関東州警務署長ハ別紙様式ノ証明書ヲ發給スルコトヲ得ルコト、スルコト

右証明書ヲ所持シ内地ニ渡来スル外国人ハ大正九年内務省秘第三九一號警保局長通牒ノ入国提示金ヲ免除スルコト

11・21 関東州所得税令改正（勅令二六五）。

「第十五条ノ二 外国法人ニハ外国ノ船舶ヲ有スル船舶ノ所得ニ付所得税ヲ免除ス但シ其ノ船舶国カ日本船舶ノ所得ニ付同様ノ免税ヲ為ササル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」

11・21 樺太所得稅令改正（勅令二六六）。

「第二十三条ノ二 樺太ニ住所ヲ有セサル外国人又ハ外国法人ニハ外国ノ船舶ヲ有スル船舶ノ所得ニ付所得税ヲ免除ス但シ其ノ船舶国カ日本船舶ノ所得ニ付同様ノ免税ヲ為ササル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」

11・26 台湾所得稅令改正（律令四）。

〔第二十三條ノ二〕台湾ニ住所ヲ有セサル外國人又ハ外國法人ニハ外國ノ船舶ヲ有スル船舶ノ所得ニ付所得稅ヲ免除ス但シ其ノ船舶國カ日本船舶ノ所得ニ付同様ノ免稅ヲ為ササル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

11・27 横浜市内で娼妓家業に従事することを申請したアイヌ人女性に対し、内務省は「是等娼妓ノ多数移入ヲ見ルニ至ル如キハ風俗上望マシカラサル儀ト存候間朝鮮人、台湾人及樺太人ノ例ニ準シ警察官署ヲシテ「娼妓名簿」登録ヲ拒否セシムル様致度」とする（「アイヌ人娼妓名簿登録申請ニ関スル件」内務省神警五八・庁府県長官宛警保局長通牒）。へ「行政警察例規集」

11・28 連盟規約第一二条改正議定書（条約一四）。

11・28 連盟規約第一三条改正議定書（条約一五）。

11・28 連盟規約第一五条改正議定書（条約一六）。

11・28 樺太二本籍ヲ有スル者ノ国籍ノ留保及離脱並ニ住所ヲ有スル者ノ帰化及国籍ノ回復ニ関スル件（閣令七）

〔樺太二本籍ヲ有スル者ノ国籍ノ留保及離脱並ニ住所ヲ有スル者ノ帰化及国籍ノ回復ニ関スル件 統ニ付テハ大正十三年内務省令第二十六号国籍法施行規則ニ依ル〕

11・28 大正十三年閣令第六号樺太二本籍ヲ有シ又ハ住所ヲ有スル者ニシテ外國人ヲ養子又ハ入夫ト為サムトスル者及帰化ヲ為シ又ハ国籍ヲ回復セムトスル者出願方ノ件改正（閣令八）。

11・29 日本国籍を有するロシア人女性からの娼妓名簿登録申請に対し、内務省は、明治三四年四月十七日
内務総務長官通牒「外国人ヲ誘致シ娼妓タラシメントスル者ノ取締方ノ件」により本申請を拒絶す
る（旧外国人娼妓名簿登録申請ニ関スル件）内務省視察二八二・庁府県長官宛警保局長通牒。
（「行政警察例規集」）

12・1 朝鮮所得税令改正（勅令四）。

〔第二十條ノ二 外国法人ニハ外国船籍ヲ有スル船舶ノ所得ニ付所得税ヲ免除ス但シ其ノ船籍國カ日
本船舶ノ所得ニ付同様ノ免税ヲ為サル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス〕

12・4 日蘭両本國間旅券ノ査証相互廢止ノ件（内務省秘二一四・關係庁府県長官宛警保局長通牒）。

（「外事警察關係例規集」）

12・15 關東州裁判令改正（勅令四六五）。

〔第二條ニ左ノ一項ヲ加フ〕

高等法院ニ覆審部及上告部ヲ置ク

12・17 居留民団法施行規則改正（外務省令九）。

〔第七條 帝國專管居留地内ニ於テ土地又ハ家屋ヲ所有シ若ハ占有シ物件ヲ所有シ使用シ若ハ占有シ
又ハ特定ノ行為ヲ為ス外國人又ハ外國法人ニシテ自國領事官ノ公ノ認許書ヲ得テ居留民団ニ
關スル帝國ノ法令及條例ニ從フモノハ本規則中帝國臣民又ハ帝國法人ニ關スル規定ヲ準用ス
帝國專管居留地所在地方ノ当該國住民若ハ法人又ハ該地方ニ領事官ヲ有セサル國ノ臣民、人
民若ハ法人ニシテ帝國專管居留地内ニ於テ土地又ハ家屋ヲ所有シ若ハ占有シ、物件ヲ所有シ
使用シ若ハ占有シ又ハ特定ノ行為ヲ為ス者ニ對シテハ居留民団ニ關スル帝國ノ法令及條例ヲ

準用ス

12・24 日本タイ通商航海条約（条約一七、三・10調印）。

12・24 朝鮮司法代書人令（制令五）。

「司法代書人ニ関シテハ司法代書人法ニ依ル」

12・28 相續未定地整理規則改正（律令六）。

12・29 労働者募集取締令（内務省令三六）。

「第二条 本令ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ヲ除クノ外職工、鉦夫又ハ土工夫其ノ他ノ人夫ノ募集

ニ之ヲ適用ス

一 応募者就業ノ為住居ヲ変更スル必要ナキトキ

二 単ニ広告ニ依リ募集シ就業場ニ於テノミ募集ノ取扱ヲ為ストキ

三 移民保護法ニ依ル募集ヲ為ストキ

第十二条 募集従事者ハ左ニ掲クル行為ヲ為スコトヲ得ス

二 募集ニ関シ事実ヲ隠蔽シ誇大虚偽ノ言辞ヲ弄シ其ノ他不正ノ手段ヲ用イルコト

三 応募ヲ強要スルコト

四 応募シ又ハ応募セムトスル女子ニ対シ風俗ヲ紊ル虞アル行為ヲ為スコト

六 濫ニ応募者ノ外出、通信若ハ面接ヲ妨ケ其ノ他応募者ノ自由ヲ拘束シ又ハ過酷ナル取扱ヲ

為スコト

第十九条 募集主ハ労働者ノ募集ニ付様式第三号ノ定ムル所ニ依リ毎年一月一日ヨリ十二月三十一

日迄ノ分ヲ取纏メ翌年二月十五日迄ニ就業場所在地所轄地方長官ニ之ヲ届出ツヘシ

(様式第三号)

募集従事者員数	募集地別労働者数		区分	種類	労働者募集年報	
	北海道	東京都			募集主 住所氏名	自大正 至大正
	北海道	東京都	男	就業場ノ 位置氏名称		
	北海道	東京都	女			
	計	其ノ他	計			

労働者募集年報記載心得

一、(略) 其ノ他ノ欄ニハ朝鮮、台湾、樺太等ニ於テ募集シタル労働者ヲ記載スヘシ

近代外国人関係法令年表(8)

一九二五
大正一四

1・7 日本ギリシア両国政府、修好通商航海条約の効力をさらに昨年二月一〇日から本年二月二八日まで延長する目的をもって公文を交換（外務省告示一）。

1・13 朝鮮ニ於ケル憲兵ノ行政警察及司法警察ニ関スル服務規程（朝鮮總督府訓令二）。

1・17 日本ポーランド通商航海条約（条約二、一九二二・二七調印）。

1・17 日本ポーランド通商航海条約に署名するに際し議定書協定署名（外務省告示七）。

1・21 日本「セルビア・クロアチア・スロヴェニア」通商航海条約（条約四、大正12・11・16調印）。

1・21 日本「セルビア・クロアチア・スロヴェニア」通商航海条約に署名するに際し付屬議定書協定署名（外務省告示一四）。

2・2 「南洋群島」外国人入島ニ関スル件（南洋庁令一）。

2・15 南洋群島在留者取締規則（南洋庁令三）。

「第一条 南洋群島ニ居住シ又ハ三月以上ノ予定ヲ以テ滞在セムトスル者ハ上陸後十日内ニ左記事項ヲ具シ所轄支庁ニ届出ツヘシ（略）

一 本籍（外国人ニ在リテハ其国籍及出生地）

二 氏名

三 生年月日

（略）

2・8 上海内外綿の紡績工場で中国人従業員がストライキを開始。その後、他工場にも波及。へ「日本外交文書」大正一四年二冊上巻）

第八條 本令ハ南洋群島島民ニハ之ヲ適用セス

2・27日本ソビエト社会主義共和国間の關係を律する基本的法則に関する条約「日ソ基本条約」(条約五、大正14・1・20調印)。

「 第四條

兩締約國ノ政府ハ本条約実施ノ上ハ左記ノ原則ニ從ヒ通商航海条約ノ締結ヲ為スヘク且右条約ノ締結ニ至ル迄ノ間兩國間ノ一般交通ハ右原則ニ依リ律セラルヘキコトヲ約ス

(一) 兩締約國ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ他方ノ法令ニ從ヒ(イ) 其ノ領域内ニ到リ、旅行シ且居住スルノ完全ナル自由ヲ有スヘク(ロ) 身体及財産ノ安全ニ對シ恒常完全ナル保護ヲ享有スヘシ

(二) 兩締約國ノ一方ハ私有財産權並通商、航海、産業及其ノ他ノ平和的業務ニ従事スルノ自由ヲ最広キ範圍ニ於テ且相互条件ノ下ニ他方ノ臣民又ハ人民ニ對シ自國領域内ニ於テ自國ノ法令ニ從ヒ付与スヘシ

3・16知名支那人上陸者取扱ニ關スル件(内務省警保局外発甲三一・關係庁府県長官宛警保局長通牒)。

〔外事警察關係例規集〕

「外國人來邦ノ際ニ於ケル旅券検査其ノ他ノ取扱ハ懇切丁寧ヲ旨トシ所屬國ノ如何ニ依リテ其ノ処遇ヲ異ニスヘキモノニ無之候処殊ニ中華民國人民ノ往來ニ際シ其ノ出入他國人民ヨリ頻繁ナル結果本邦官憲ノ取扱振ニ對スル誤解又ハ感情ノ疎隔ヨリ無根ノ事実流布セラルルコト往々相生シ同國知名者中ニモ不快ノ感ヲ懷クモノアリトハ時々耳ニスル処ニ有之日支親善上遺憾ノコトト被存候ニ付テハ知名支那人処遇ニ付キ深甚ナル注意ヲ私ヒ懇切事ニ當ラレ候様致度(略)尚支那動亂ノ余燼尚散セス亡命者相次テ渡來スルニ鑑ミ其ノ取扱ヲ左記ノ通三種ト「ス」(略)

一、支那政界ノ大立者ニシテ身辺ノ危險アリテ保護ヲ要シ且他日政權握持ノ場合其ノ好感ヲ与フルヤ否ヤニ付対日政策ニ重要ノ意義アリ特ニ便宜供与ヲ要スルモノ(保護及便宜計ヒ)

3・12孫文、北京で死去。〔日本外交文書〕

大正一四年二冊上巻

二、支那境界ノ大立者ニ非ザルモ一方ノ覇者ニシテ身辺保護ノミテ足ルモ尚申出アル場合便宜供与ヲ要スルモノ（保護計ヒ）又ハ便宜供与ノミテ足ルモ尚申出アル場合ハ身辺保護ヲ為スモノ（便宜計ヒ）

三、身辺保護及便宜供与ヲ要セサルモ相当考慮ヲ要スルモノ」

3・30 染料製造奨励ニ関スル法律（法律二九）。

「第一条 本法ニ依リ奨励金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ハ帝國法律ニ依リ設立シタル株式会社ニシテ其ノ資本ノ半額以上及議決權ノ過半数カ帝國臣民ニ屬スルモノニ限ル」

3・30 日本無線電信株式会社法（法律三〇）。

「第五条 日本無線電信株式会社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共団体、帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リテ設立シタル法人ニシテ其ノ議決權ノ過半数カ外國人又ハ外國法人ニ屬セサルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得」

4・1 外國人土地法（法律四二）。

「第一条 帝國臣民又ハ帝國法人ニ対シ土地ニ関スル權利ノ享有ニ付禁止ヲ為シ又ハ条件若ハ制限ヲ付スルモノニ屬スル外國人又ハ外國法人ニ対シテハ勅令ヲ以テ帝國ニ於ケル土地ニ関スル權利ノ享有ニ付同一若ハ類似ノ禁止ヲ為シ又ハ同一若ハ類似ノ条件若ハ制限ヲ付スルコトヲ得

第二条 帝國法人又ハ外國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半数以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半数カ前条ノ外國人又ハ外國法人ニ屬スルモノニ対シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ其ノ外國人又ハ外國法人ト同一ノ國ニ屬スルモノト看做シ前条ノ規定ヲ適用ス（略）

第四条 国防上必要ナル地区ニ於テハ勅令ヲ以テ外國人又ハ外國法人ノ土地ニ関スル權利ノ取得ニ

4・1 同盟及び連合國とドイツ及びその同盟國との戦争により損害を被りたる帝國臣民の救恤に関する法律（法律三九）。

付禁止ヲ為シ又ハ条件若ハ制限ヲ付スルコトヲ得

第五條 帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半数以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半数カ外國人又ハ外國法人ニ屬スルモノニ對シテハ前條ノ規定ヲ準用ス」

4・14 藥劑師法（法律四四）。

「第一條 藥劑師タラムトスル者ハ内務大臣ノ免許ヲ受ケ藥劑師名簿ニ登錄ヲ受クヘシ

前項ノ免許ヲ受クルニハ左ノ各号ノ一ニ該當スル資格ヲ有スルコトヲ要ス

三 外國ノ藥學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ藥劑師ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ命令ノ規定ニ該當スルモノ」

4・14 齒科醫師法改正（法律四五）。

4・21 關東州ニ行ハルル命令ニ依ル日本船舶ニ關スル件（勅令一三七）。

4・22 治安維持法（法律四六）。

5・1 「關東州」藥劑師規則（關東庁令二四）。

「第一條 藥劑師ハ内務大臣ノ授与シタル藥劑師免許ヲ有スル者タルコトヲ要ス」

5・6 日本スペイン兩政府は、特別通商條約の暫定取極の期間をさらに本年一月五日まで延長するため公文を交換（外務省告示四三）。

5・8 治安維持法を朝鮮、台灣、樺太に施行（勅令一七五）。

近代外國人關係法今年表（8）

4・13 陸軍現役將校學校配屬令（勅令一三五）。

5・8 関東州及南洋群島ニ於テハ治安維持ニ関シ治安維持法ニ依ルノ件（勅令一七六）。

5・14 日本メキシコ通商航海条約（条約六）。

5・22 在天津帝國專管居留地ノ土地ニ関スル件改正（外務省令九）。

5・23 大正一四年國勢調査施行令（勅令二〇二）。

5・27 「関東州」普通出版物取締規則（関東庁令三〇）。

5・28 「朝鮮」簡易國勢調査ニ関スル件（朝鮮總督府令六六）。

5・29 「南洋群島」島勢調査規則（南洋庁令八）。

5・30 関東庁國勢調査規則（関東庁令三三）。

6・3 日本ベルギー通商航海条約・付屬議定書（条約七、大正13・6・27調印）。

6・3 日本ギリシア兩政府、修好通商航海条約の効力を確定条約の締結に至るまで有効ならしめるため公文を交換（外務省告示五四）。

6・6 南洋庁減額旅費規則改正（南洋庁令三三）。

〔別表第一表中移転料ノ欄ヲ左ノ如ク改ム（抄）

5・16 日本軍、北樺太の占領を解除し、当該地域の行政権をソ連に引き渡す（日本軍撤退の完全終了）。〔日本外交文書〕大正一四年一冊）

5・30 上海共同租界で学生ら多数が日貨抵制・帝國主義反対を叫ぶ示威行動を起し、英國警官隊と衝突、死者一人（五・三〇事件）。〔日本外交文書〕大正一四年一冊上巻）

官階	区分	移 転 料			
		内地群島間	支庁管区外	支庁管区内	其他
勅任官及同待遇 奏任官五等以上及月手当三百円（南洋在勤者八六〇円）以上ノ嘱託員 巡查（巡查部長タラサル者）		百八十円	百 円	三十五円	二百円
雇 員	邦 人 島 民	四十五円	三十円	八 円	六十円
備 人	邦 人 島 民	三十円	二十円	六 円	四十円
		一	十円	二円	一

6・19 「樺太」簡易国勢調査施行規則（樺太庁令二二）。

6・22 関東州会制（勅令三三八）。

6・30 台湾総督府専売官署共済組合規則（台湾総督府令四二）。

「第七条 給料ヲ支給セサル者、臨時ニ使役スル者及外国人ハ組合員タルコトヲ得ス」

7・3 「ソヴィエト」連邦方面ヨリ渡来スル外国人ニ対スル旅券査証取扱方ノ件（通三機密合一六三・在支在露各公館宛外務大臣訓令）。（「外事警察関係例規集」）

「ソヴィエト」連邦方面ヨリ本邦ニ渡来スル外国人ニシテ外国人入国規則等ニ照シ入国セシムルモ差

近代外国人関係法令年表（8）

支ナシト認メラルル者ニ対シテハ以後左記手續ニ依リ査証ヲ与ヘラルル様取扱アリタシ

一、査証出願者ニ対シテハ別添調書用紙ニ所要事項ヲ記入セシメ本人ノ写真ヲ添付セシメ署名セシメタル上提出セシムルコト

右調書ハ査証出願書ノ意味ニテ提出セシムルモノニシテ宣誓書等ノ性質ヲ有スルモノニ非サルヲ以テ其旨御含アリタシ

二、査証ヲ与ヘタルトキハ査証調書ハ一通ハ在外公館ニ控トシテ留置キ一通ハ在外公館ヨリ本人カ内地ニ渡来スル場合ニハ内務省ニ又朝鮮、台湾、樺太、閩東州等ニ渡来スル場合ニハ夫々朝鮮總督府、台湾總督府、樺太庁、閩東庁等へ直接送付スルコト（略）

三、従来在支那在外公館ヨリ送付アリタル露国人ニ対スル査証報告書ハ廃止シ本査証調書ニ統一スルコト

四、「ソヴィエト」連邦国民ニシテ正当官憲発給ノ旅券ヲ有スル者及其他ノ外国人ニシテ避難ノ為渡来スル者ニ非サルコトヲ証スルニ足ル何等カノ証憑アルカ又ハ避難民ニ非サルコトヲ認定シ得ルモノニ対シテハ従来ノ提示金制度ヲ廃止ス旧露国人ニシテ「ソヴィエト」連邦ニ復帰セス其国籍ヲ有セザル者及其他避難ヲ目的トスル外国人ニ対シテハ従来ノ通提示金ヲ要ス」

7・22「台湾」看護婦規則改正（台湾總督府令四四）。

「第一条中左ノ如ク改ム

四 大正四年内務省令第九号看護婦規則第二条第一項第一号又ハ第二号ノ資格ヲ有スル者

五 大正五年閩東都督府令第十六号看護婦規則第二条第一号又ハ第二号ノ資格ヲ有スル者

六 大正十一年朝鮮總督府令第七十六号看護婦規則第二条第一号乃至第三号ノ資格ヲ有スル者

七 大正十二年樺太庁令第五十六号看護婦規則第二条第一号又ハ第二号ノ資格ヲ有スル者」

7・29朝鮮阿片令改正（制令一）。

7・30 関東州会制施行規則（関東庁令四三）。

「第十九条 三月以上引続キ会内ニ滞在スル者ニ対シテハ其ノ滞在ノ初二週リ会税〔I段別割・戸別割・特別割〕ヲ賦課スルコトヲ得」

8・6 露国方面ヨリ渡来スル外国人ノ査証調査検査及入国提示金免除ニ関スル件（内務省警秘四八一・各府府県長官宛警保局長通牒）。〔「外事警察関係例規集」〕

「本件ニ関シ今回外務大臣ヨリ在支在露帝國公館宛別紙ノ通訓令相成候処右ノ内露国方面ヨリ渡来スル外国人ノ査証調査ハ国内治安維持上取締ノ便益ヲ得シカ為メニスルモノニ有之又入国提示金ノ免除ハ（略）一部廃止ニ有之候条」

8・6 露国方面ヨリ渡来スル外国人取締方ノ件（内務省警秘四八一ノ三・関係府府県長官宛警保局長通牒）。〔「外事警察関係例規集」〕

8・12 「台湾」大正一四年国勢調査施行規則（台湾総督府令四八）。

8・24 看護婦規則改正（内務省令一四）。

「第一条第一項中左ノ通改正ス

三 大正五年四月関東都督府令第十六号看護婦規則第二条第一号又ハ第二号ノ資格ヲ有スル者

四 大正十一年五月朝鮮総督府令第七十六号看護婦規則第二条第一号乃至第三号ノ資格ヲ有スル者

者

五 大正十二年十二月樺太庁令第五十六号看護婦規則第二条第一号又ハ第二号ノ資格ヲ有スル者

六 大正十三年二月台湾総督府令第十八号看護婦規則第一条第一号乃至第二号ノ資格ヲ有スル者

8・6 中国に關する九ヶ国条約（条約八）。

8・6 ワシントン軍備制限會議の諸決議（外務省告示六二）。

8・25「台湾」専門学校入学者検定規程（台湾総督府令五二）。

「第一条 専門学校ノ本科ニ入学セムトスル者ニシテ中学校若ハ修業年限四年以上ノ高等女学校ヲ卒業セサル者ハ本令ニ依リ学力ノ検定ヲ受クヘシ

第五条 試験検定ヲ受ケムトスル者ハ受験願書（第一号書式）ニ左ノ書類ヲ添ヘ台湾総督ニ出願ス

ヘシ

二 戸籍抄本（本島人ニ在リテハ戸口調査簿抄本）

10・6日本オーストリア両政府、通商・関税及び航海に関する事項を律するため公文交換のところ、生業・職業・産業・内国税等に関し相互の待遇を約するためさらに公文を交換（外務省告示七八）。

10・19朝鮮総督府鉄道局鉄道手任用及給与規程（朝鮮総督府令一〇〇）。

「第三条 内地人タル鉄道手ニハ朝鮮台湾滿州樺太及南洋群島在勤文官加俸令ヲ準用ス」

10・23南洋群島土地調査規則（南洋庁令一二）。

10・28朝鮮総督府巡査ノ給与ニ関スル件施行ニ関スル件（朝鮮総督府令一〇三）。

「第一条 内地人タル朝鮮総督府道巡査ニハ左ノ區別ニ依リ宿舍料ヲ支給ス」

10・28朝鮮総督府巡査及朝鮮総督府道巡査採用規則（朝鮮総督府令一〇四）。

11・9日本スペイン両国政府は、特別通商条約廃棄通告後もさらに一九二六年五月五日までの間暫時有効ならしめるための公文を交換（外務省告示八五）。

11・18 関東州及南満州鉄道付属地ニ於ケル行政執行ニ関スル件（勅令三二六）。

「関東州及南満州鉄道付属地ニ於ケル行政執行ニ関シテハ行政執行法第六條第三項ノ規定ヲ除クノ外同法ニ依ル」

11・18 関東州及南満州鉄道付属地ノ治安警察ニ関スル件（勅令三二七）。

「関東州及南満州鉄道付属地ニ於ケル治安警察ニ関シテハ行政訴訟ニ関スル規定ヲ除クノ外治安警察法ニ依ル」

11・18 通過査証制度開始ノ件（警保局外発甲一九七・各府県長官宛警保局長通牒）。へ「外事警察関係例規集」へ

11・30 短期間旅行する外国人の居住証明書は、入国に際し旅券又は国籍証明書を必要とする在留外国人に限り発給し、旅券又は国籍証明書を必要としない中国人に対しては発給しない（短期間旅行スル在留外国人ノ居住証明書ニ関スル件）警保局外発甲二〇〇・各府県長官宛警保局長通牒）。へ「外事警察関係例規集」へ

12・14 中国人音楽手は、従来と同様、明治三三年七月二八日内務省令第四二号第一條に所謂「雑役労働者」に該当しないものとして取り扱う（支那人労働ノ範圍ニ関スル件）内務省発警一〇三・各府県長官宛警保局長通牒）。へ「外事警察関係例規集」へ

12・21 中国における帝国法人の所有する船舶等に関する法律（法律五二）。

「支那ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル帝国法人ニシテ合名会社ニ在リテハ社員ノ二分ノ一以上、合資会社及株式合資会社ニ在リテハ無限責任社員ノ二分ノ一以上、株式会社ニ在リテハ取締役ノ二分

12・10 中国政府、北京関税特別會議において、
「在留外国人に対する課税に関する宣言」を提出。へ「日本外交文書」大正一四年二冊下巻へ

ノ一以上、其ノ他ノ法人ニ在リテハ代表者ノ二分ノ一以上カ日本臣民ナルモノノ所有ニ属スル船舶ハ勅令ノ定ムルモノニ限り船舶法第一条ノ規定ニ拘ラス之ヲ日本船舶トス

12・21 中国における帝国法人の所有する船舶等に関する法律の施行に関する件（勅令三七）。

12・21 日本スイス司法的解決条約（条約一六）。

12・21 婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約（条約一七、大正10・9・30締結、大正14・10・21加入調印）。

一 第一条

締約国ハ男女児童ノ売買ニ従事シ千九百十年五月四日ノ条約第一条ニ規定スルカ如キ罪ヲ犯ス者ヲ搜索シ且之ヲ処罰スル為一切ノ措置ヲ執ルコトヲ約ス

第五条

千九百十年ノ条約ノ最終議定書（ロ）項ノ「満二十歳」ナル語ハ之ヲ「満二十一歳」ニ改ムヘシ

第十四条

本条約ニ署名スル聯盟国又ハ其ノ他ノ国ハ其ノ署名カ其ノ植民地、海外属地、保護国又ハ其ノ主權若ハ権力ノ下ニ在ル地域ノ全部又ハ一部ヲ包含セサルコトヲ宣言シ得ヘク右宣言ニ於テ除外セラレタル右植民地、海外属地、保護国又ハ地域ノ何レノ為ニモ後日各別ニ加入ヲ為スコトヲ得

〔日本国政府宣言〕

（略）帝国政府ハ該条約第五条及千九百十年五月四日ノ条約最終議定書（ロ）項ニ規定セラレタル年齢ノ制限ニ代フルニ満十八歳ヲ以テスルノ權利ヲ留保シ且（略）帝国全權委員ノ署名ハ朝鮮、台湾及関東租借地ニ加フルニ樺太及南洋委任統治地域ヲ包含セス

12・21 醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約「一九一〇・五・四締結」、醜業ヲ行ハシムル為

ノ婦女売買取締ニ関スル國際協定「一九〇四・五一八締結」(条約一八)。

〔醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル國際條約ニ其ノ最終ノ議定書(ロ)項ニ規定セラレタル年齢ノ制限二代フルニ満十八歳ヲ以テスルノ權利ヲ留保シテ加入シ千九百四年五月十八日(略)醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ関スル國際協定ト共ニ茲ニ之ヲ公布セシム

〔醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル國際條約〕

第一条

何人タルヲ問ハス他人ノ情慾ヲ満足セシムル為醜行ヲ目的トシテ未成年ノ婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去シタル者ハ本人ノ承諾ヲ得タルトキト雖又右犯罪ノ構成要素タル各行為カ異リタル國ニ互リテ遂行セラレタルトキト雖罰セラルヘシ

第二条

何人タルヲ問ハス他人ノ情慾ヲ満足セシムル為醜行ヲ目的トシテ詐偽ニ依リ又ハ暴行、脅迫、權力濫用其ノ他一切ノ強制手段ヲ以テ成年ノ婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去シタル者ハ右犯罪ノ構成要素タル各行為カ異リタル國ニ互リテ遂行セラレタルトキト雖罰セラルヘシ

第十一条

締約國カ本條約ヲ其ノ植民地、屬地、又ハ領事裁判管轄地域ノ一箇又ハ數箇ニ実施セムトスルトキハ該國ハ文書ヲ以テ其ノ意思ヲ通告「スヘシ」(略)

〔最終議定書〕

(ロ) 第一条及第二条ニ定ムル犯罪ノ禁止ニ付テハ「未成年ノ婦女、成年ノ婦女」ナル語ハ滿二十年未滿又ハ以上ノ婦女ヲ指スモノト了解セラルヘシ(略)

〔醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ関スル國際協定〕

第二条

各國政府ハ醜行ニ従事セシメラルヘキ婦女ノ引率者ヲ、特ニ停車場、乗船港及途中ニ於テ、搜索スル為監視ヲ為スコトヲ約ス(略)

第三条

各国政府ハ売淫ニ従事スル外国国籍ノ婦女ノ身元及身分ヲ明ニスル為茲其ノ婦女ヲシテ本国ヲ去ルニ至ラシメタル者ヲ搜索スル為必要ニ応シ且法規ノ範圍内ニ於テ右婦女ノ陳述ヲ聴取セシムルコトヲ約ス

12・21 婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際會議最終議定書（外務省告示九六）。

「二

本會議ハ人種及種色ノ如何ヲ問ハス婦人及児童ノ保護ヲ確保セムコトヲ欲シ国際連盟理事会カ婦人及児童ノ売買問題ニ関スル千九百四年五月十八日ノ協定及千九百十年五月四日ノ條約ノ當事國竝未タ右協定及條約ニ加入セサル國ニ対シ其ノ植民地及屬領ノ為ニモ加入ヲ為スヘキ旨ヲ招請セムコトヲ勸告ス

十四

本會議ハ政治上又ハ軍事上ノ目的ノ為ニスル婦人及児童ノ单独又ハ集合的追放ノ婦人及児童ノ売買ニ及ホス結果ニ留意シタルニ因リ国際連盟ニ対シ人道ニ反スル右処置ヲ防遏スル為関与セムコトヲ要求スルハ本會議ノ義務ナリト思惟ス

12・21 醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ関スル国際協定付屬ノ署名調書（外務省告示九九）。

「第一条

前記協定ノ署名國ハ自己ノ植民地又ハ國外ニ於ケル屬地ニ付何時ニテモ之ニ加入スルノ權利ヲ有ス